



国際モーターサイクリズム連盟

FIMトライアル規則 2019

規則

FIM TRIAL WORLD CHAMPIONSHIP
FIM TRIAL2 WORLD CHAMPIONSHIP
FIM TRIAL MANUFACTURERS WORLD CHAMPIONSHIP
FIM WOMEN'S TRIAL WORLD CHAMPIONSHIP
FIM TRIAL125 WORLD CHAMPIONSHIP
FIM TRIAL DES NATIONS - WORLD CHAMPIONSHIP
FIM TRIAL DES NATIONS - INTERNATIONAL TROPHY
FIM WOMEN'S TRIAL DES NATIONS - WORLD CHAMPIONSHIP
FIM WOMEN'S TRIAL2 WORLD CUP
FIM TRIAL-E CUP

2019 年版(ツインリンクもてぎ翻訳)

更新 2019 年 3 月 30 日

※解釈は FIM 発行原文としてください。本翻訳は参考となります。
本翻訳のページ番号は、参照しやすいよう FIM 発行原文のページ番号と同じとなるようにしています。

内容

FIM トライアル世界選手権 — TrialGP/Trial2/製造メーカー	1-109
FIM ウィメンズトライアル世界選手権 — TrialGP Women	1-109
FIM トライアル 125 世界選手権	1-109
FIM ウィメンズトライアル 2 世界カップ — Trial2 Women	1-109
FIM トライアルデナシオン世界選手権/インターナショナルトロフィー	1-109
FIM ウィメンズトライアルデナシオン世界選手権	1-109
FIM トライアル E カップ	1-109

2019 年 1 月 1 日から変更された箇所は赤字で表示

FIMトライアル規則

1.	FIMトライアル世界選手権及び賞大会	8
1. 1	トライアルの定義	8
1. 2	FIM世界選手権及び賞大会	8
1. 3	大会	10
1. 4	大会のフォーマット	11
1. 5	FIM 選手権及び賞の基準	13
2.	エントリー、ライダーおよびチーム	15
2. 1	大会特別規則	15
2. 2	エントリーの受理	16
2. 3	ライダーライセンス	21
2. 4	ライダーの年齢	21
2. 5	エントリー料金	22
2. 6	登録アシスタント	22
2. 7	大会への不参加	23
2. 8	ライダーの服装	24
2. 9	ライダー/アシスタント/マニファクチャラーチームマネージャー/ バイクビブ着用服装	25
2. 10	ライダーの行動及び援助	26
2. 11	アシスタント	29
2. 12	チームマネージャー	32
3.	バイク、クラス及びその他仕様	36
3. 1	バイクとカテゴリー	36
3. 2	ライダーのゼッケン	37
4	オフィシャル及びその手順	38
4. 1	総論	38
4. 2	司法	39
4. 3	FIM ライセンスを所持するオフィシャル	39
4. 4	TrialGP ミーティング	40
4. 5	FIM 及び主催国協会(FMNR)審査委員パネル	41
4. 6	FIM 審査委員長	43
4. 7	FIM 審査委員パネルミーティング	44
4. 8	レースディレクション	45
4. 8. 1	レースディレクション“意見交換会”	47
4. 9	FIM レースディレクター	47
4. 10	主催国協会(FMNR)競技監督	51

4. 11	FIM セクションテクニカルセクションアドバイザー(CTRS).....	53
4. 12	レースディレクションミーティング.....	55
4. 13	決定の公表.....	56
4. 14	ミーティング議事録.....	57
4. 15	FIM テクニカルディレクター.....	58
4. 16	主催国協会(FMNR)車検長.....	59
4. 17	チーフタイムキーパー.....	59
4. 18	環境委員.....	60
4. 19	チーフセクションオブザーバー.....	61
4. 20	当該国(FMN)代表.....	62
4. 21	FIM 選手権マネージャー.....	63
4. 22	FIMトライアル委員会(CTR)代表.....	63
5.	大会の運営.....	64
5. 1	Trial GP プレミーティング.....	64
5. 2	パドックアクセス.....	64
5. 3	参加受付.....	65
5. 4	公式車検.....	66
5. 4. 1	代替燃料.....	68
5. 4. 2	燃料補給.....	68
5. 4. 3	アシスタントエリア - PA2.....	68
5. 5	プラクティス/ウォームアップ.....	69
5. 6	セクション下見.....	70
5. 7	コース査察.....	70
5. 8	チーフセクションオブザーバーブリーフィング.....	71
5. 9	ライダーブリーフィング.....	71
5. 10	サイン会.....	72
5. 11	選手紹介.....	72
5. 12	予選.....	73
5. 12. 1	予選の運営.....	73
5. 12. 2	予選の順位.....	76
5. 12. 3	予選の同順位.....	78
5. 13	コース.....	79
5. 13. 1	距離.....	79
5. 13. 2	コースマーキング.....	79
5. 14	セクション.....	80
5. 14. 1	セクションの安全確保とレベル.....	82
5. 14. 2	セクションの数.....	82
5. 14. 3	セクションの修正またはキャンセル.....	82

5. 14. 4	セクションのオブザベーション	84
5. 14. 5	セクションコリドー	85
5. 14. 6	セクションエンクロージャー/チームエンクロージャー	86
5. 14. 7	タブレットオペレーターエンクロージャー	86
5. 15	タイムコントロール及び持ち時間	86
5. 15. 1	タイムコントロール	86
5. 15. 2	個人の持ち時間	87
5. 16	大会の離脱	88
5. 17	スタート間隔	88
5. 18	競技スタート順	86
5. 19	ペナルティーポイント	90
5. 19. 1	タイムコントロール(TC)におけるペナルティーポイント	90
5. 19. 2	フォルトに関するペナルティーポイント	91
5. 19. 2. 1	予選でのフォルトに関するペナルティー	91
5. 19. 2. 2	セクションエリア内のフォルトに関するペナルティーポイント	91
5. 19. 2. 3	競技セクション内でのフォルトに関するペナルティーポイント	92
5. 19. 2. 4	コースでのフォルトに関するペナルティーポイント	94
5. 19. 2. 5	動作に関するペナルティポイント	94
5. 20	イエローカード	95
5. 21	失格	97
5. 22	ライダー及び/またはアシスタント及び/またはチームマネージャー に対する罰金	99
5. 23	マニファクチャー及び/またはチーム/ビブ着用 に対する罰金	100
5. 24	大会終了前の中止	101
5. 25	スコアシステム - 電子	102
5. 25. 1	スコアシステム - バックアップ	102
5. 26	競技結果	103
5. 26. 1	選手権終了時点での同一順位	104
5. 27	アワード	105
5. 28	競技結果に対するポイント	105
5. 29	最終選手権順位	106
5. 29. 1	選手権終了時点での同一順位	107
5. 30	表彰式、および公式インタビュー	108
5. 31	抗議及び控訴	109

一般規約および条件

FIM トライアル世界選手権に参加するすべてのライダー、チーム関係者、オフィシャル、主催者及び関係者全ては、自ら、および自らの雇用人、代理人に、下記の規則の条項を遵守させる義務がある。以下の規則は随時補足および改定される。(以下 FIM 規則と総称する)：

1. FIM スポーツ規則
2. FIM トライアル規則
3. FIM トライアル技術規則
4. FIM 規律及び裁定規定
5. FIM 環境コード
6. FIM メディカルコード
7. FIM アンチドーピングコード
8. FIM 年鑑
9. FIM オーガナイザーマニュアル
10. FIM 倫理規定

FIM 規則は他の言語に翻訳される可能性があるが、解釈に関して論議が生じた場合には、公式の英語版規則が優先される。

自らのエントリーに関係する人物全員に、規則の条件を保守させるのがチームの責任である。規則を遵守することは、ライダー、あるいはイベントにマシンを出場させる他の者とチームの共同かつ個別の責任である。

エントリーしているマシンと何らかの形で関係する者、あるいはパドック、ピット、ピットレーン、またはコースにいる者は、全員がイベントの間、常時適切なパスを身に着けていなくてはならない。

担当するオフィシャルが、FIM 規則に反する行為に関する判断やスポーツマンらしからぬ言動やスポーツ全般的または当該大会自体の利益を損なうと判断した場合、規律及び裁定規定に規定されている罰則の対象となる。

上記規則は下記にて入手可能である：<http://www.fim-live.com>

用語、略称及び定義

略称:

TDN: トライアル・デ・ナシオン

WTDN: ウィメンズトライアル・デ・ナシオン

WTWC: ウィメンズトライアル世界選手権

アシスタント: ライセンスが供与され、一名のライダーに付いて同ライダーアシストを行う人物。各アシスタントは一名のライダーのために選ばれ、そのアシスタントとして登録され、**チーム選手権を除く(条項 2.11)**大会を通して自分の付くライダーに対する責任を負う。

クローズトサーキット: ライダーが完全なコース(パドックから全セクション間の往復)またはテストエリアに公道を使用せず(地元警察や行政によって一般公道を閉鎖されていない場合)に到達できる会場を表す。

競技会: 1 日または 2 日の競技会の活動

大会: 公式車検および参加受付から始まり、予選と 1 日または 2 日にわたる 1 日または 2 日間の競技会

仮想のライン: 各カテゴリーのゲートの両側、セクションスタート及びセクションエンドを表す 2 つのサインの間にある想像上のライン

不可抗力: 外的要因及び遂行しなければならない義務を果たすことが不可能となる予測かつ克服不可能な出来事

ゲート: 同じ仕様の 2 つ横に並んだサイン(スタート及びエンド)、または同じ色の 2 つのアローの間でそれぞれ反対側に配置され、ライダーはその間をとらなければならない。

ゲートの通過：	ホイールの軌跡がゲート間の仮想ラインを通過すること
プラクティス：	事前にタイムテーブルに設定され、競技会前にライダーにマシンのテスト及びセットアップまたはプラクティスエリアの自然の地形に慣れるために与えられる時間
プロモーター：	FIM 選手権及び/またはプライズイベントに関する運営面 及び/またはコマーシャル権を所持する契約代理人
予選：	競技初日前日に行われる。予選 1 と 2 はクラス毎に行われ、ペナルティーポイント及び時間は、各ライダーのスタート順の決定に考慮される。
軌跡のリレース：	車両のホイールがその軌跡を横切るか、完全なループ後に他方のホイールの軌跡を横切ること。 車両のホイールの軌跡は、完全なループの後に同じオートバイで以前に通過した軌跡を横切ること。
事実の供述：	スポーツ規則違反が当該大会のオフィシャルが認めた場合、それは「事実の供述」となる。事実の供述は、規則に規定されている罰則が適用される違反とみなされる行為を客観的に確認したものである。
ホイールの軌跡：	視認出来る出来ないに関わらず、また地面に設置しているいないに関わらずホイールのとおる軌跡
セクション下見：	特定条件下において、資格のある人物が競技会初日の前日にコース及びセクション内に入ることを許されること。ライダーのみがセクション内に立ち入ることが認められる。
ウォームアップ：	ライダーが競技スタートする前にウォームアップエリアにおいて自分自身及びマシンのウォームアップとして与えられる時間
FIM：	FIM のトライアル委員会／もしくは FIM 事務局



本書において男性称は、あくまでも簡素化のためのものであり、特に女性と明記されていない場合は、女性も含む意味を持つものとする。

1. FIMトライアル世界選手権及び賞大会

1. 1 トライアルの定義

1. トライアルとは、競技結果に基づきライダーの技量及び安定性を競うものである。
2. セクションはコース内に含まれ、一部または全部において時間が設定され、ライダーの技量といかに障害を乗り越えるかを観察され、評価される。各ライダーの目標はいかに少ないペナルティーを獲得するかの競技である。
3. コースにはクロスカンтриー（生活道路、小路、山道等）が含まれる場合がある。

1. 2 FIM世界選手権及び賞大会

1. 毎年、FIMはFIMトライアル世界選手権及びプライズイベントを開催する。
2. FIMトライアル世界選手権及びプライズイベントは、FIM規則、スポーツコード第30章「FIM世界選手権及びプライズイベント」に準拠して開催される。
3. FIMトライアル世界選手権またはFIMプライズとされるイベントは、全ての広告、大会に関連する全ての公式書類、大会名に明記されていなければならない。

1. 2への追記

1. 2 TrialGP/TRIAL2/マニファクチャラー FIMトライアル世界選手権

4. ライダーのためのFIMトライアル世界選手権 TrialGP 及び Trial 2。
 - a) FIMトライアル世界選手権
 - b) FIMトライアル2世界選手権
 - c) FIMトライアルマニファクチャラー世界選手権
5. FIMトライアルマニファクチャラー世界選手権として成績を得るには、当該年のTrialGP および Trial2 のカテゴリーでポイントを獲得しなければならない。
条項1.5 および 5.28 参照。

1. 2 TrialGP ウィメン FIMウィメンズトライアル世界選手権

6. 女性ライダーのためのFIMウィメンズトライアル世界選手権。
7. これらイベントはトライアル世界選手権に併催されるか、別開催される。

1. 2 TrialGP 125 FIMトライアル 125 世界選手権

8. これらイベントはトライアル世界選手権に併催される

1. 2 TDN FIMトライアル・デ・ナシオン

9. トライアル・デ・ナシオンは、各国協会により選抜された男性チームによる世界選手権とする。

1. 2 WTDN FIMウィメンズトライアル・デ・ナシオン

10. 各国協会により選抜された女性チームによる世界選手権とする。

1. 2 Trial2 ウィメン FIMウィメンズトライアル2ワールドカップ

11. 女性ライダーのための個人 FIMトライアルワールドカップ。
12. これらイベントはトライアル世界選手権に併催される。異なるセクションのマーキングが含まれる。

1. 2 TDN-IT FIMトライアル・デ・ナシオンーインターナショナルトロフィー

13. 国別インターナショナルトロフィーとは、男性チームのためのFIM賞とする。
14. トライアル・デ・ナシオン大会に併催される。
15. 異なるセクションのマーキングが含まれる。

1. 2 Trial E FIMトライアル E カップ

16. FIMトライアル世界選手権大会に併催される。
17. 使用するセクションは Trial 125 と同じとする。
18. 電動エンジンを搭載している車両のみが認められる。

1. 3

大会

1. FIMトライアル世界選手権及び賞はカレンダー申請されなければならない。
2. これらイベントはFIMによって承認されたFIM規則に準拠した(FIMトライアルオーガナイザー基準参照)サーキットで開催されなければならない。
3. 会場は、オーガナイザーイベントマニュアルに明記された要件に従って、主催国協会代表とともにCTRメンバーまたは専門家によって査察され、公認されなければならない。
4. いかなる大会も、オーガナイザーが必要とされる法的許可を得るまでは開催する事が出来ない。
5. オーガナイザーは、FIM ~~並びにプロモーター~~の協力の元、FIM 規則に準拠し、イベントの安全、円滑かつ効率的な運営の設備及び人員を提供する責任を有する。
6. 第三者保険は、スポーツコード条項 110.1.1 に準拠していなければならない。
FIM 世界選手権及び賞大会は~~プロモーターなしで契約FIMプロモーターとのパートナーシップによって~~開催される。
7. 大会の開始は、~~パドック開放後に~~予定されたセクション査察及びその後続く車検及び受付業務時点で始まり、以下が完了した時点で終了とされる。
 - a) レースディレクションにより最終結果が承認された時点
 - b) 抗議・控訴等全ての提出時間が経過した時点； 及び
 - c) 車検、スポーツ及びアンチドーピングコントロールが完了した時点
8. 抗議が提出された場合、レースディレクションによる裁定が下るまで正式結果とはならない。
9. レースディレクションの裁定に対する控訴が提出された場合、FIM審査委員パネルの裁定が下るまで正式結果とはならない。
10. 全てのオフィシャル、マーシャル、メディカルスタッフは、抗議・控訴時間の終了時点までレースディレクション及び/またはFIMスチュワードパネルに対して協力するために会場に残っていなければならない。

1. 4 大会のフォーマット

1. FIMトライアル世界選手権及びFIMプライズの対象となるイベントには下記の1つ以上が含まれる。
 - イベント初日の車検及び受付;
 - セクション下見;
 - プラクティス/ウォームアップ;
 - 予選1;
 - 予選2—各クラス上位3名にチャンピオンシップ・ポイントが授与される;
 - 1日または2日間独立して開催され、選手権ポイント及び賞典も各日ごとに与えられる。
 - 選手のコース下見
 - 1日か2日の大会
 - 表彰式も各日開催される。

1. 4への追記1. 4 TDN-FIMトライアル・デ・ナシオン

2. トライアル・デ・ナシオンの対象となるイベントには以下が含まれる。
 - 開会式;
 - 競技会前日の受付及び車検;
 - セクション下見;
 - プラクティス/ウォームアップ;
 - 予選;
 - 選手のコース下見
 - 1日の競技
 - “FIMトライアル・デ・ナシオン”及び“FIMトライアル・デ・ナシオン・インターナショナルトロフィー”の表彰式

1. 4 WTDN FIMウィメンズトライアル・デ・ナシオン

3. ウィメンズトライアル・デ・ナシオンはトライアル・デ・ナシオンと同日開催される場合がある。
イベントには下記が含まれる。
 - 開会式
 - 参加受付及び車検
 - セクション下見；
 - プラクティス；
 - 予選；
 - 選手のコース下見
 - 1日の競技
 - FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオンの表彰式

1. 5 FIM 選手権及び賞の基準

1. FIM世界選手権として開催される全ての選手権が考慮される。
2. FIM世界選手権またはFIMプライズの順位は全ての抗議時間を経過し、提出された抗議に裁定が下り、また、法廷等の最終決定が下るまで最終順位とはされない。
3. FIMトライアル世界選手権の優勝者は、完走した大会数及び/あるいは参加した大会数に関わらず、最もポイントを獲得したライダーとする。
4. 125 ccクラスの大会は、クローズとサーキットで行われる。
5. 選手権として有効となるためには、最低予定された大会数の半分+1 戦が開催され、承認されなければならない。
6. 全てのFIM世界チャンピオンはFIM表彰式典” The FIM Awards” に出席しなければならない。

1. 5への追記

~~1. 5 TrialGP FIMトライアル世界選手権~~

- ~~5. FIM世界選手権において、完走や出場した回数に関係なく、より多くのポイントを獲得したライダーが優勝者となる。~~

~~1. 5 Trial2 FIMトライアル2世界選手権~~

- ~~6. FIMトライアル2世界選手権において、完走や出場した回数に関係なく、より多くのポイントを獲得したライダーが優勝者となる。~~

~~1. 5 Trial125 FIM トライアル 125 世界選手権~~

- ~~7. FIMTrial125 世界選手権においては、完走や出場した回数に関係なく、FIMTrial125 世界選手権のすべての大会において最もポイントを獲得したライダーが勝者となる。~~
- ~~8. 125cc クラスの大会は、クローズドサーキットで行わなければならない。~~

1. 5 FIMトライアルマニファクチャラー世界選手権

7. 同選手権に参加する為には、各マニファクチャラーはFIM マニファクチャラーズ・ライセンスの所持者でなければならない。世界選手権ポイントは、同じマニファクチャラーを代表とする TrialGP 及び Trial2 のライダーが対象で、各大会の当該カテゴリでのベストリザルトおよび条項 5.26 選手権結果に準拠してポイントが与えられる。ライダー両名の各日の競技によって得たポイントが合算されて最終的な順位が決定される。
8. FIM マニファクチャラーの世界選手権ポイントに関して同点が生じた場合、ライダーチャンピオンを決定するためのものと同じ条件が適用される。
9. ライダーが異なるマニファクチャラーのマシンで参加した場合、最も多くポイントを獲得したマシンメーカーが最終ランキングに掲載される。しかし、FIM マニファクチャラー選手権ポイントの計算方法は変更されない。

1. 5 TDN/WTDN/TDN-IT FIMトライアル・デ・ナシオン/FIM ウィメンズトライアル
・デ・ナシオン/TDN-インターナショナルトロフィー

10. これら選手権は1日または2日開催とする。
FIM 及びプロモーターは、競技会フォーマットを会場に合わせて決定する権限を有する。TDN競技会の日数及びタイムテーブルの詳細は各シーズン前に発表される。
11. 各国協会(FMN)のみがチームライダーを選抜できる。
12. チームは3名のライダーで構成される。
13. 条項 2.2 「TDN への追記」に基づき、2名のライダーで構成するチームも認められる。
14. 成績を得るためには、最低2名のライダーが競技を完走しなければならない。
15. ライダーは、その国のパスポートを所持するとともに、その国の協会の発行するライセンスを所持していなければならない。

2. エントリー、ライダーおよびチーム

2. 1 大会特別規則

1. 大会特別規則(SR)にはスポーツコード、トライアル規則附則に付随する全ての追加規則に**含まれる**環境、メディカルおよびアンチドーピングおよび特にイベントに関連する条項が含まれていなければならない。いかなる場合も FIM 規則を変更するものであってはならない。
2. 大会特別規則は、FIM/CTR の設定した基準に準拠して書かれていなければならない。
3. 大会特別規則は、FIM の2つの公式言語で書かれ、主催国協会(FMNR)および FIM の承認を受けていなければならない。
4. 大会の最低 2 ヶ月前までに電子暫定版コピーが FIM の承認を受けるために FIM 事務局に送付されなければならない。**大会特別規則は**、FIM チーフスチュワード、**FIM 選手権マネージャー**および FIM レースディレクターによって承認されなければならない。
5. FIM の承認後、主催国協会およびオーガナイザーは、大会特別規則を関連ウェブサイトに掲載しなければならない。FIM ウェブサイトは www.fim-live.com
6. 大会時、大会特別規則はレースディレクション並びに FIM 審査委員パネルの承認を受けなければならない。
7. FIM または主催国協会によって承認された以降、またエントリーが開始された以降は、大会特別規則の変更はなされてはならない。
8. しかし、特例的な状況の場合、大会特別規則の改定が認められる場合がある。
9. 大会特別規則の改定は FIM またはレースディレクションおよび FIM 審査委員パネルによって承認されなければならない、その後、すべての該当者に配布される。

2. 2

エントリーの受理

1. 全ての大会は FIM トライアル選手権賞の対象となる。
2. FIM 世界選手権または賞にエントリーするために、ライダーは下記が必要とされる。
 - a) 以下の「ライダー選抜基準」を完全に記載しなければならない。
 - b) 適切な FIM トライアル世界選手権または賞大会ライセンス所持者であること
(条項 2.4 ライダーの年齢参照)
 - c) 各国協会の承認を得ていること。
 - d) 大会のエントリー締め切りまでにエントリーしていること
 - e) トライアル規則及びその他 FIM コード及び規則に準拠していること
3. 当該大会開催日の ~~21~~ 7 日～14 日前に出されたすべてのエントリーは、例外なく、登録遅延料として 50 ユーロの罰金の対象となる。
4. すべてのエントリーは例外なく当該開催日の ~~14~~ 7 日前が締切となる。
5. 全てのエントリーは www.trialgp-registration.com を介して行われなければならない。
6. 各大会ともに、エントリー締め切り後にエントリーライダーの最終リストが公表される。
7. エントリーの変更は、当該ライダーの変更の要望を FIM ~~/プロモーター~~ に提出し承認されれば変更することはできない。~~双方の同意があつて初めて変更が認められる。~~
8. ライダーは各大会一つのクラスでのみ競技することが出来る。
9. ライダーのクラス変更は、FIM ~~/プロモーター~~ に要望を提出しなければ承認とならない。~~双方の同意があつた場合のみ、クラス変更が認められる。~~

2.2 の追記

ライダーセレクション基準は下記のとおりとする。

2.2 TrialGP FIMトライアル世界選手権

10. TrialGP は各大会最大 20 名のエントリーまでとする。FIM または FIM/~~プロモーター~~は海外の大会において3名までの“ワイルドカード”ライダーを選ぶ権利を有する。
11. 前シーズンの TrialGP の上位10名が選手権に年間エントリーする場合、彼らは事前選抜される。
12. 前年の Trial2 の優勝者が選手権の年間エントリーを行う場合、事前選抜される。
13. FIM/~~プロモーター~~により選抜されたライダーが年間エントリーを行う場合、事前選抜される。
14. 残りのエントリー枠については大会毎に FIM/~~プロモーター~~によって決定される。

2.2 Trial2 FIMTrial2 世界選手権

15. Trial2 クラスは、各大会最大 35 名または FIM/~~プロモーター~~が定める数のエントリーが認められる。
16. 前年の Trial2 における上位 15 名は、年間エントリーをする場合、事前選抜される。
17. Trial125 の前年の優勝者が年間エントリーする場合、例外なく FIM 規則の条項 2.4 の年齢に則り事前選抜される。
18. 前年の TrialGP でのポイント獲得者で、TrialGP の事前選抜ライダーに含まれていない場合ライダーが年間エントリーする場合は事前選抜される。
19. TrialGP 事前選抜ライダーが FIM/~~プロモーター~~に要望し受理された場合で、年間エントリーする場合は、事前選抜される。
20. 残りのライダーは、年間エントリーする場合、FIM/~~プロモーター~~によって選抜される。
21. 残りのエントリー枠については、大会毎に FIM/~~プロモーター~~によって決定される。

2.2 Trial 125 FIMTrial 125 世界選手権

- 22. Trial 125 クラスは、各大会最大 25 名のエントリーが認められる。
- 23. 前年の Trial 125 における最上位 15 名は、年間エントリーをする場合、事前選抜される。
- 24. 残りのライダーは、年間エントリーする場合、FIM/~~プロモーター~~によって選抜される。
- 25. 残りのエントリー枠については、大会毎に FIM/~~プロモーター~~によって決定される。

2.2 Trial GP ウィメン FIM ウィメンズトライアル世界選手権

- 26. Trial GP ウィメンは、各大会最大 20 名のエントリーが認められる。
FIM または FIM/~~プロモーター~~は海外の大会において3名までの“ワイルドカード”ライダーを選ぶ権利を有する。
- 27. 前年の FIM ウィメンズトライアル世界選手権における最上位10名は、年間エントリーをする場合、事前選抜される。
- 28. 前年の Trial2 ウィメンの勝者が年間エントリーをする場合、例外なく FIM 規則の条項 2.4 の年齢に則り事前選抜される。
- 29. FIM/~~プロモーター~~により選抜されたライダーで、年間エントリーを行う場合、事前選抜される。
- 30. 残りのエントリー枠については大会毎に FIM/~~プロモーター~~によって決定される。

2.2 Trial 2 ウィメン

FIM ウィメンズ Trial 2 ワールドカップ

31. Trial2 ウィメンは、各大会最大35 名または FIM/プロモーターの定める数のエントリーが認められる。
32. 前年度の上位 10 名のライダーが年間エントリーをする場合、事前選抜される。
33. 前年の TrialGP ウィメンでのポイント獲得者で、TrialGP ウィメンの事前選抜ライダーに含まれていない場合、ライダーが年間エントリーする場合は事前選抜される。
34. TrialGP 事前選抜ライダーが FIM/~~プロモーター~~に要望し受理された場合で、年間エントリーする場合は、事前選抜される。
35. 残りのライダーは、年間エントリーする場合、FIM/~~プロモーター~~によって選抜される。
36. 残りのエントリー枠については、大会毎に FIM/~~プロモーター~~によって決定される。

2.2 Trial-E

FIM トライアル E カップ

37. トライアル E は各大会最大 25 エントリーとするか、または FIM/プロモーターが、最大エントリー数を決定する。
38. 前年の Trial E における最上位 10 名は、年間エントリーをする場合、事前選抜される。残りのライダーについては大会ごとに FIM が選抜される。

2.2 TDN

FIM トライアル・デ・ナシオン

39. エントリーの要望は遅くとも大会の 60 日前に提出しなければならない。
大会前の30-60日の間のエントリー要請は受理されるが、罰金を支払わなければならない。登録は大会の30日前に締め切られる。この期限から遅れて受理されることはない。

- 40. エントリーは、当該ライダーの所属協会からなさなければならない、その詳細全てはこの公式エントリーフォームに規定ありオンラインで行う。 www.trialgp-registration.com
- 41. 各国協会は、世界選手権またはインターナショナルトロフィーに男性による1つのナショナルチームと女性による1つのチームをウィメンズトライアル・デ・ナシオンにエントリーすることができる。
- 42. 各チームライダーは3名で構成される。
- 43. 前年度のFIMトライアル・デ・ナシオン世界選手権の順位で選抜された上位5チームと、FIMが世界選手権のグループから選抜し承認されたチームが認められる。その他のチームはインターナショナル・トロフィーグループとなる。CTRはチームからの要望とグループの構成を考慮に入れて最終的な判断をする。
- 44. チームが2名のライダーの場合、CTR及び/またはレースディレクション及び/またはFIMスチュワードパネルの判断で、少ない人数であることの正当な理由がありそれが認められた場合に参加できる。区分は条項 5.26 競技結果に従って決定される。
- 45. 1名のライダーによるチームは認められない。
- 46. 各国協会のみがライダーを選考することができる。
- 47. FIM 執行事務局がエントリーチーム/ライダーのリストを発行する。
- 48. エントリー受付終了後、ナショナルチームはライダーを負傷または病気の場合にのみ変更できる。CTRビューローがこの変更の受け入れを判断し決定する。各国協会は大会前にCTRに医師の診断書を提出しなければならない。
- 49. 大会中、ナショナルチームはライダーを負傷または病気の場合にのみ変更できる。レースディレクションがこの変更の受け入れを判断し決定する。各国協会は大会が終了した週にCTRに医師の診断書を提出しなければならない。いかなる状況下においてもチームの競技開始以降にライダーの変更は認められない。

2. 3 ライダーライセンス

1. ライダーは、FIM 方針に準拠し、FIMトライアル世界選手権及びFIM プライズに出場する場合には、有効なFIMトライアル世界選手権ライセンス、またはFIM プライズライセンスを所持するものとする。

2. 4 ライダーの年齢

1. FIMトライアル世界選手権およびFIM プライズイベントに参加する全てのライダーは、当該大会受付時に、下記年齢に達していなければならない。

2. FIMトライアル世界選手権ライセンスは下記に記す最低年齢に達した時点で発行される。

a) FIMトライアル世界選手権、TrialGP/trial2:	16 歳
b) FIM ウィメンズトライアル世界選手権、TrialGP ウィメン:	16 歳
c) FIMトライアル 125cc 世界選手権:	14 歳から 21 歳
d) FIM ウィメンズトライアル2ワールドカップ:	14 歳
e) FIMトライアル・デ・ナシオン:世界選手権	16 歳
f) FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン:	14 歳
g) FIMトライアル・デ・ナシオン:インターナショナルトロフィー	14 歳
h) FIMトライアル-E カップ:	14 歳

3. 最低年齢の基準はライダーの誕生日とし、最高年齢は、当該ライダーがクラスの最高年齢に達する年の年末までとする。
4. ライダーの参加は、条項 3.1- モーターサイクルとカテゴリーに準拠することが条件とされる。

2. 5 エントリー料金

全てのエントリー料金は、オンラインエントリーシステム www.trialgp-registration.com 内に記載される。

2. 6 登録アシスタント

1. 各ライダーは、1名のアシスタントを帯同することができる。
2. トライアルアシスタントは最低 18 歳以上とし、適切な FIM トライアルアシスタント、FIM トライアル世界選手権、FIM トライアル賞 **または FIM インターナショナルライセンス** 所持者でなければならない。自国開催の場合、自国のトライアルライセンスが有効とされる。
3. 受け付け完了後に負傷または病気になった場合、レースディレクターはアシスタントの交替を許可する場合がある。
4. **ライダーの競技開始以降にアシスタントの変更は認められない。**

2. 6の追記

2. 6 TDN & WTDN FIM トライアル・デ・ナシオン及び FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン

5. 各国協会には、最大 2 名までのアシスタントが認められる。このアシスタントは男性及び女性チームで同一でなければならない。負傷または病気になった場合、診断書を提出の上で、CTR ビューローは大会前に 1 名のみのアシスタントの変更を認めることができる。
6. しかし FIM トライアル・デ・ナシオン及び FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオンが同日に開催される場合、両大会の代表国はチーム当たり 2 名のアシスタントをつけることができる。アシスタントは一つのチームのみを担当し、同じ代表国の別のチームのアシストをすることは禁じられる。
7. **例外的状況の中で、チームがアシスタントを申請できない場合、レースディレクションは、チーム内の別のライダーが補助することを認めることができる。**

2. 7

大会への不参加

1. FIMトライアル世界選手権イベントへのエントリー、及び同大会への不参加はFIM 規則に則る。
2. FIM 世界選手権の全シリーズまたはFIM プライズに選抜、またはエントリーしたライダーで1 戦以上の大会に参加せず、その不参加の適正な理由を提出しなかった場合、当該ライダーは 5.22 に記載される罰金の対象とされる。
3. FMN から出場する“ワンイベントライダー”で、FIM、~~プロモーター~~及びオーガナイザーに対し、大会スタートの最低24時間前までに不参加の連絡しなかった、または適正な理由を提出しなかった場合、FMNには条項 5.22 罰金の元ペナルティーの対象とされる。
4. イベント会場にいるものの予選及び/またはレースに参加しなかった場合、及び/または大会会場から立ち去る場合、レースディレクションに不参加の理由を報告しなければならない。不参加の理由が納得のいくものでない場合、当該ライダーには条項 5.22 罰金に基づくペナルティーの対象とされる。
5. レースディレクションの報告書を受けて、FIM事務局長は当該ライダーの所属協会に不出場の理由を尋ねる書面を送付する。~~回答は遅くとも15日以内に送られ、条項 5.22 罰金に関する決定が出される。~~

2. 8 ライダーの服装

1. 適切な保護するためのウェアの選択は各ライダーの責任となる。
2. ウェアは義務とし、FIM 技術規則及びFIMトライアル規則に準拠していなければならない。
3. 以下は(車検装備品として)含まれるがこれらに(車検項目にあるもののみとするわけではなく)制限しない。ヘルメット、ブーツ、グローブ、ワンピース、スーツやロングスリーブ、ロングパンツ、バックプロテクター、ニープロテクション等のプロテクティブウェアと各々の付帯品…。
4. コース上、プラクティス、ウォームアップ、セクション内及びマシンに乗車している時は常に着用していなければならない。
- ~~5. ヘルメットは、FIM 規則に規定されている国際規格のどれか一つのマークがなければならない。~~
- ~~6. FIM 規則に準拠したチェスト(胸部)及びバックプロテクションの着用を強く推奨する。~~
- ~~7. 肘、膝のプロテクションも推奨される。~~
5. コース上で乗車する際は、アイプロテクションが推奨される。
6. FIM 公認製品であっても、その製品自体およびマニファクチャラーを保証するものではない。
7. ライダーは、デザイングラフィックガイドラインに従って FIM 選手権ロゴをウェアにプリントしなければならない。同グラフィックデザインのガイドラインは~~プロモーター~~FIM から全ライダーに提供される。

2. 8の追記

2. 8 TDN トライアル・デ・ナシオン

8. 同じチームに所属するライダーは全員同じカラーのヘルメットでなければならず、総合的なカラスキーム、国旗の色、線またはその他デザインもまた同じものとする。
9. チームは自国のジャージーをプロモーターから出されたグラフィックチャートに則ってプリントしなければならない。

2. 9 ライダー/アシスタント/チーム~~メンバー~~マネージャー/バイクビブ着用服装
1. ライダー、アシスタント、~~マニユファクチャラー~~・チームマネージャー及びモーターサイクルビブ装着者は、清潔かつ身だしなみのよい服装でなければならない。
 2. 適切な服装で適切なクレデンシャルを提示するもののみ規制エリアに入ることが認められる。
 3. 不適切な服装は、パドック及び規制エリア内で禁止される。
 4. ライダーは、ライディングシャツまたはスーツの前部及び背部にナンバーを入れるスペースを確保しなければならない。
 5. ライダー、アシスタント及び~~マニユファクチャラー~~・チームマネージャー及びその他バイクビブ装着者は、ウェアに FIM 選手権ロゴを極力掲出するようにしなければならない。

2. 9の追記

2. 9 TDN FIMトライアル・デ・ナシオン

6. ナショナルチームは、ライダー、アシスタント及びその他チームメンバー用のチームシャツ、ユニフォーム、ウェアを準備することを奨励する。
7. それらシャツ、ユニフォーム、ウェアは同じ総合的なカースキーム、国旗の色、線またはその他デザインもまた同じものとする。

2. 10

ライダーの行動及び援助

1. ライダーは常に FIM 規則に準拠していなければならない。
2. FIM 倫理規定を知り、尊重しなければならない。
3. ライダーは、言葉やジェスチャーによってオフィシャルやセクションオブザーバーの決定に抗議してはならない。
4. FIM トライアル技術規則に明記された装備を着用しなければならない。マシンを使用する際には常に着用しなければならない。
5. 大会期間中、ライダーは常に(規則を)遵守しなければならない。
6. ライダーのみがコースに沿ってマシンに乗車するか押すことが認められる。
7. ライダーは身体的、精神的に、他のライダー、チームメンバー、オフィシャル、観客及びその他大会に関係する人員のために、モーターサイクルをコントロールできる状態でなければならない。
8. ライダーはいかなる医学的不調または負傷のある場合、レースディレクションに報告しなければならない。
9. 大会期間中のいかなる時も、車検長の要請に従い、ライダーは、自身を含め車両及び/または装備品を検査のために提示しなければならない。
10. 大会期間中、ライダーは規則に準拠した車両を維持する責任を有する。
11. ライダーとマシンは、パドックを除き、アシスタント以外のいかなる人員による援助も受けることが出来ない。食べ物及び/または飲料を除く。
11. ~~ライダーのマシンを支えることは物質的援助とはみなされない。ライダー、アシスタントのみがマシンを支えることができる。~~
12. ライダーもしくはアシスタントのみが選手のマシンを支えることができる。

13. セクション下見においてライダーは自身のパスを身につけていなければならない。
14. 競技中、ライダーは自らのマシンに乗る前に徒歩でセクションに入り確認することが許される。
15. ライダーは大会期間中、セクション及びいかなるサインも変更してはならない。
16. ライダーは、競技に参加しているいないに関わらず、特定の時間にトライアル車両に乗車してはならないことがある。
17. ライダーは、指示を与えるためのサインやボードに従わなければならない。
18. ライダーは、アシスタント及びチームメンバーの行動に関する責任を持たなければならない。
19. ライダーまたはアシスタントは、反対方向に進んだり、出口からコースに入ったりすることは認められない。
20. チーフセクションオブザーバーの許可が無い限り、セクション内でモーターサイクルに乗車することは厳禁とされる。
21. ライダーは、アシスタント、チームマネージャーと共にすべてのライダーズブリーイングに出席することが義務とされ、すべての情報及び指示を把握していなければならない。
22. ライダーは、~~特にパドック及びコースで乗車する際~~、責任者としてその他ライダー、アシスタント、チームメンバー、観客及び大会に関係する人員に危険を及ぼすような走行をしてはならない。~~パドック内を~~過度な速さで走行してはならない。モーターサイクルに乗る際には、いかなる時も必ずヘルメットを着用しなければならない。
23. ~~特に規定されていない場合を除きパドック内でバイクに乗車することは禁止される。~~
~~バイクのテストは、指定された時間にウォームアップまたはプラクティスエリアで行わなければならない。~~
24. ライダーは、タイムテーブルを順守し、指定されたコースを定められた時間にプラクティス及びウォームアップを行わなければならない。

25. 競技会に来ているライダーで予選及び/またはレース、及び/または会場から立ち去る場合、レースディレクションにその不参加の理由を報告しなければならない。
26. ライダーは、シャツ/スーツの番号が、プラクティス、予選及び競技中常に明確に見えるようにしなければならない。
27. もし同じ競技に参加するライダーが他のライダーとシャツ/スーツに付けるナンバーが同じ場合、同ライダー、アシスタントまたはチームマネージャーはそのことをオフィシャルに即座に伝えなければならない。伝えなかった場合、そのことで派生する責任はライダーにあるものとする。
28. ライダーが、コリドーの中または外にいる場合で、セクショントライを待つ間エンジンを停止しなければならない。
29. FIM 選手権の各競技における最終順位(またはオーガナイザーによって招待され FIM/~~プロモーター~~に承認されたその他参加者)で上位 3 位となったライダーは、表彰式及び記者会見に出席しなければならない。
30. 表彰式または記者会見中のライダーまたはその他参加者はプロトコール及び出席者に敬意を表するような行動をしなければならない。
31. ライダーは、無線、ブルトウスまたはその他通信器材等の如何なるコミュニケーション機器をヘルメットまたはその他の装備品に装着してはならない。
32. 上記記載条項に違反した場合、条項 5.19 ペナルティーポイント、条項 5.22 罰金、条項 5.21 失格に準拠したペナルティーがレースディレクションによって決定される。
33. 追加のペナルティーがFIMスポーツコードに準拠してFIMスチュワードパネルから科される場合がある。

2. 11

アシスタント

1. アシスタントは常に FIM 規則及びコード、すべてのコード及び大会規則、FIM またはオーガナイザーからのすべての義務に関するリリースに準拠しなければならない。
2. FIM 倫理規定を知り、尊重しなければならない。
3. アシスタントは個々の FIM トライアル世界選手権競技会で誓約することによりビブを使用することができる。
4. 上記の誓約により、アシスタントとしての役割を行使することができる。
5. オフィシャル、セクションオブザーバーの指示に従い、指示を表示するすべてのアロー、標識に従わなければならない。
6. FIM 技術規則に準拠した装備を身につけなければならない。バイクに乗車する度に先に説明の装備が身に着けられなければならない。
7. アシスタントは特にコースやパドックで乗車する場合、他のライダー、アシスタント、チームメンバー、観客及び大会に参加しているその他人員に危険を及ぼさないように責任ある熟練者としてのマナーを守り走行しなければならない。パドック内においては過剰なスピードで走行してはならない。モーターサイクルに乗っている間はいついかなる時もヘルメットを着用しなければならない。
8. 特に規定されていない場合を除きパドック内でバイクに乗車することは禁止される。バイクのテストは、指定された時間にウォームアップまたはプラクティスエリアで行わなければならない。
9. アシスタント及びチームメンバーは、大会に参加するしないにかかわらず、モーターサイクルへの乗車が禁じられる時間がある場合がある。
10. アシスタントは、自身の行動に責任を持ち、時に連带的に、個別にライダー及びチーム員の行動についても責任を持つ。

11. 受付時に、ライダーとアシスタントは、すべての FIM 規則を理解し大会に敬意を払うこと、アシスタントのすべての行動に関してライダーが個別に、また連带的に責任を持つこと、アシスタントは規則に準拠し彼ら自身の行動に責任を有するという宣誓書に署名する。
12. アシスタントは身体的、精神的に、他のライダー、チームメンバー、オフィシャル、観客及びその他大会に関係する人員のために、モーターサイクルをコントロールできる状態でなければならない。
13. アシスタントはいかなる医学的不調または負傷のある場合、レースディレクションに報告しなければならない。
14. 大会期間中、アシスタントはマニファクチャラーのデータどおりに、車両を良い状態に保たなければならない。大会がクローズドサーキットで開催されない限り、車両はその車両が登録された国の道交法に準拠したものでなければならない。
15. ビブ及び/またはヘルメットのナンバーは常に完全に視認できるものでなければならない。
16. レースディレクションの許可なしにビブを他の者に貸与してはならない。
17. 競技中、ライダーの車両を乗車したりま押ししたりしてはならない。
18. セクションコর্ド前またはセクションコর্ドにおいて、ライダーの車両を押ししたりしてはならない。
19. 同じナンバーを持つライダーのみを援助する権利を有する。(FIM トライアル・デ・ナシオンを除く)
20. アシスタントは、~~セクション事前下見においてセクション及び／またはエンクロージャーに入ることは認められない。セクション下見においてオブザーベーションエンクロージャーに入ることが認められる。セクション下見時にセクション内で他のアシスタントまたはライダーの下見を干渉することは禁じられる。~~
21. アシスタントは、ライダーが車両とともにセクションに入る準備が完了(コর্ドで 1 番目)し、セクションオブザーバーが許可した場合、セクション内に入ることが認められる。

22. どのような状況下においても、オフィシャルに対してペナルティーの適用性に関する議論を持ちかけることは認められない。
23. 大会期間中、いかなるセクションの性質やサインを変更することは一切認められない。
24. アシスタントは、ライダーズブリーフィングに参加しても良い。
25. アシスタントは、オーガナイザーが認めた迂回路以外また迂回路が見つからない場合以外に、ライダーと同じコースを走行しなければならない。
26. アシスタントがプラクティス及びウォームアップに行く際には、設定されたコースに従い設定された時間を守らなければならない。
27. ライダーがパドック内または公式に指定された給油エリアで給油を行う場合には環境マットの使用を確実にしなければならない。
28. 表彰式において、ライダーの代わりとなることはできない。
29. パドック外においてアシスタント及び/または彼のモーターサイクルは、~~ライダー及び/またはライダーのFIMトライアルチームマネージャー及び/またはマニファクチャラーチームマネージャーの指示が無い場合、~~物質的援助または支援を受けてはならない。アシスタントは、彼のライダー及び/またはチームマネージャーから指示、そして物質的援助に適合しないまたは例外と解釈される食料及び飲料を受けることは出来る。
30. アシスタントは、無線、ブルートゥースまたはその他通信器材等の如何なるコミュニケーション機器をヘルメットまたはその他のサポートに装着してはならない。
31. 上記記載条項に違反した場合、条項 5.19 ペナルティーポイント、条項 5.22 と条項 5.23 罰金、条項 5.21 失格に準拠したペナルティーのもとで、レースディレクションによって決定される。
32. 追加のペナルティーがFIMスポーツコードに準拠してFIMスチュワードパネルから科される場合がある。

2. 12

~~“マニファクチャラー”チームマネージャー、“TDN”チームマネージャー~~

1. チームマネージャーは最低 18 歳で個人の有効な FIM トライアルアシスタント、FIM トライアル世界選手権 ~~または FIM インターナショナル~~ ライセンスを所持していなければならない。 ~~自国での競技会の場合は、自国のトライアルライセンスが有効となる。~~
- ~~2. 各チーム 1 名のチームマネージャーに限定される。~~
3. 「マニファクチャラー」のチームマネージャーとなるためには、当該マニファクチャラーは FIM マニファクチャラーライセンスを有していなければならない。
4. FIM チームのチームマネージャー、当該のチームとなるためには、FIM チームライセンスと最低 1 名のライダーエントリーを大会中になければなりません。
5. FIM トライアルチームのライセンスは、チーム名の使用並びに競技結果へのチーム名の記載を認めるものとする。
- ~~5. 大会期間中、チームマネージャーは、チームに関する全責任を負う。~~
6. ~~マニファクチャラー~~のチームマネージャーは、マニファクチャラーまたは FIM チームにより年間を通じて任命される。 ~~マニファクチャラーから 1 年ごとに指名され、その指名を受けた後にマニファクチャラー・イエロー・ビブをを使用することとなる。指名された年の間に変更がある場合には、マニファクチャラーは FIM/プロモーターにその旨の通知をし承認を得なければならない。~~
- ~~6. パドック外において、チームマネージャーまたは自身のモーターサイクルにチームライダー及び/またはアシスタントの指示が無い限り、物質的援助または支援を受けてはならない。但し、食料や飲料を除く。~~
7. シーズンとしての全ての手続きが完了していなければならない、FIM によって最低当該年の 4 月 15 日までに公表されなければならない。
8. ~~チームマネージャー~~彼は、オンラインエントリーシステムで登録しなければならない。
9. 受付時に、チームマネージャーは、書面に署名し、受付終了前に直接リザルトマネージャーに渡さなければならない。この書類に署名することにより、チームマネージャーは、すべての FIM 規則 ~~及び付帯イベント全て~~、当該大会規則を理解し敬意を払うこと、自身の行動に関して責任を持つことを誓約することとなる。
- ~~9. チームマネージャーは常に FIM 規則及びコードに準拠しなければならない。~~
10. その後、チームマネージャーは、マニファクチャーの最低 1 名のライダーまたはイベントに参加する FIM チームのもと、チームマネージャー黄色ビブを使用することが出来る。
11. 各マニファクチャラーは 2 枚のイエロービブを所有するが、チームマネージャーとして指定されるのは 1 名のみとする。
- ~~11. プラクティス、ウォームアップ、コース及びセクションで車両に乗車する場合は、常に、トライアル技術規則に準拠したブーツ、長ズボン、長そでのシャツ、グローブ及びヘルメットを装着していなければならない。~~
12. 大会期間中、いかなる移動手段であろうとも全ての場所及び状況においてビブの装着は義務とされる。
- ~~12. チームマネージャーは、特にコース及びパドックで乗車する際、責任あるかつ熟練者としてその他ライダー、アシスタント、チームメンバー、観客及び大会に関係する人員に危険を及ぼすような走行をしてはならない。パドック内では高速走行で乗車してはならない。モーターサイクルに乗っている間は、いかなる時もヘルメットを着用しなければならない。~~

13. 大会期間中、チームマネージャーは、チームに関する全責任を負う。
14. パドック外において、チームマネージャーまたは自身のモーターサイクルにチームライダー及び/またはアシスタントの指示が無い限り、物質的援助または支援を受けてはならない。~~但し、食料や飲料を除く。~~
15. オフィシャル、セクションオブザーバーの指示に従い、指示を表示するすべてのアロー、標識に従わなければならない。
16. FIM 技術規則に準拠した装備を身につけなければならない。バイクに乗車する度に先に説明の装備が身に着けられなければならない。
17. チームマネージャーは、責任あるかつ熟練者としてその他ライダー、アシスタント、チームメンバー、観客及び大会に関係する人員に危険を及ぼすような走行をしてはならない。高速走行はで乗車してはならない。
18. 特に規定されていない場合を除きパドック内でモーターサイクルに乗車することは禁止される。モーターサイクルのテストは、指定された時間にウォームアップまたはプラクティスエリアで行わなければならない。
19. チームマネージャー及びその他チームメンバーは、大会に参加しているいないに関わらず、特定の時間にトライアル車両に乗車することが禁止される場合がある。
- ~~19. チームマネージャーは、イエロビブ装着者としてオブザーベーションエンタロージャーに入ることが認められる。~~
- 20.. チームマネージャーは、倫理及びスポーツマンシップに敬意を払い、大会期間中及びその大会に関連する時は常に模範となる行動をとらなければならない。
21. チームマネージャーは身体的、精神的に、他のライダー、チームメンバー、オフィシャル、観客及びその他大会に関係する人員のために、モーターサイクルをコントロールできる状態でなければならない。
22. チームマネージャーはいかなる医学的不調または負傷のある場合、レースディレクションに報告しなければならない。

23. 大会期間中、チームマネージャーはマニファクチャラーのデータどおりに、車両を良い状態に保たなければならない。大会がクローズドサーキットで開催されない限り、車両は、その車両が登録された国の道交法に準拠したものでなければならない。
24. チームマネージャーは、セクション下見においてオブザーベーションエンクロージャーに入ることが認められない。セクション下見時に関係者以外の者は如何なる者もセクション内またはセクションエンクロージャー内で他のライダーの下見の干渉することは許可されない。
25. 競技期間中、チームマネージャーはオブザーベーションエンクロージャーに入ることが許可される。
26. 如何なる状況下においても、セクションをトライ中のライダーとの交信することは認められない。
27. チームマネージャーは、迂回路が見つからない場合、またオーガナイザーが認めた迂回路以外、ライダーと同じコースを走行しなければならない。逆方向に進む事、出口から入ること、コースに再び加わることは認められない。
28. チームマネージャーは、設定されたコースに従い設定された時間に設けられたプラクティス及びウォームアップに常に参加しなければならない。
29. ライダーパドック内で給油を行う場合は、ライダーのパドック及び/または公式に指定された給油エリアで、環境マットを使用して行わなければならない。
30. アシスタントは、大会期間中、ビブ及び/またはナンバー及び/またはその他表示(フロント及びバック)を常に完全に視認できるものとしていなければならない。
31. チームマネージャーは、ライダーズブリーフィングに参加することが可能である。
32. チームマネージャーは、無線、ブルートゥースまたはその他通信機材等のいかなるコミュニケーション機器をヘルメットまたはその他サポートに装着してはならない。
33. 上記記載条項に違反した場合、条項 5.19 ペナルティーポイント、条項 5.22 罰金、条項 5.23 ビブ装着者に対するペナルティー、条項 5.21 失格に準拠したペナルティーがレースディレクションによって決定される。

34. 追加のペナルティーがFIMスポーツコードに準拠してFIMスチュワードパネルから科される場合がある。

2. 12の追記

2. 12 TDN FIMトライアル・デ・ナシオン

35. 「TDN」チームマネージャーは最低 18 歳で有効な FIM トライアルアシスタント、FIM トライアル世界選手権または FIM インターナショナルライセンスを所持していなければならない。自国での競技会の場合は、自国のトライアルライセンスが有効となる。
36. 各国 1 名のチームマネージャーに制限される。しかし、FIM トライアル・デ・ナシオン及び FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオンが同日に開催される場合、両選手権に参加する国の場合、それぞれのチームに 1 名のマネージャーとする。各チームマネージャーは一つのチームに任命され、同国の別チームのアシストをすることはできない。
37. FIM 事務局によるエントリーの受理及び/あるいはレースディレクションの権利により、ライダーまたはアシスタントは、自チームのチームマネージャーとなることができる。
38. チームマネージャーは、チームを選出する国の協会によって選出される。
39. 大会期間中、チームマネージャーは、チームのすべてに関して責任を有する。
40. チームマネージャー/アシスタント名は www.trialgp-registration.com でのオンラインレジストレーション時に明記されなければならない。変更は受付終了時点までに行うことができる。
41. チームマネージャーは、チームを代表して受付を行う。

2.13 “FIMトライアルチーム”

1. ~~“FIMトライアルチーム”を持つためには、“FIMトライアルチーム”ライセンスを所持しそのライセンス名の下で登録した2名のライダーがいなければならない。~~
2. ~~“FIMトライアルチーム”のライセンスがあることで、チーム名を公に使用することができる。~~
3. ~~上記の下でチームから最低1名のライダーが大会に参加することができる。~~
~~“FIMトライアルチーム”ライセンスがあることで、ライダーやアシスタント、チームマネージャーがパドックにアクセスする権利を有し、またその他の特別なパスもFIM/プロモーターの承認によって与えられる。~~
4. ~~“FIMトライアルチーム”ライセンスには、同“チーム”にイエロービブが与えられる権利はない。~~

3. バイク、クラス及びその他仕様
 3.1 バイクとカテゴリー

1. FIMトライアル世界選手権及びプライズイベントは、FIM 規則、FIMトライアル技術規則に適合する車両が出場できる。
2. クローストサーキット(公道でない)で大会が開催されない限り、ライダーは車両に則った運転免許証を所持していなければならない。
3. ウィメン及び 125 ccカテゴリーは、クローストサーキットで開催されなければならない。
4. 16歳以下のライダーは 125cc 以下のモーターサイクルでなければならない。
5. 選手権及び排気量

FIMトライアル 世界選手権	TrialGP	>250cc 2T および 4T
FIM トライアル 2世界選手権	Trial2	≤ 250cc / 2T および ≤ 300cc / 4T
FIMトライアル 125 世界選手権	Trial125	≤125cc
FIM ウィメンズ トライアル世界選手権	TrialGP Women	≥ 250cc※2T および 4T
FIM ウィメンズトライアル2 ワールドカップ	Trial2 Women	≤ 250cc / 2T および ≤ 300cc / 4T
トライアル・デ・ナシオン インターナショナルトロフィー、 ウィメンズトライアル・デ・ ナシオン	TDN TDN-IT WTDN	全排気量 ≤ 125cc – 16 歳

※-10 ccが認められる

6. 更に:
 - a) 大会期間中はいつでも、ライダーは常に車両を規則に準拠している状態に保つことが責務である。
 - b) 大会がクローストサーキットで開催されない限り、車両及びその装備は、その車両が登録されている国の道交法並びに特別規則に明記されている規則に準拠していなければならない。

3. 2 ライダーのゼッケン

1. ライダー用ビブの使用は禁止。
2. ライダーは、ライディングシャツまたはスーツの前部及び背部に彼らのナンバーをプリントし表示しなければならない。ナンバーのサイズは 200mm x 200mm.
3. ~~FIM プロモーター~~は、選手権ロゴを含むナンバーパネルの図案及びガイドラインを提供することとし、この部分には如何なる他のデザイン及びロゴの掲出も認められない。
4. 年間指定ナンバーは、ライダーの年間エントリーが確定した時点で発行される。
5. ライダーは、ナンバー（前部及び背部）が**どんな天候のときも**プラクティス、予選、ウォームアップ及び競技中常に完全に視認できる状態にしていなければならない。
6. レースディレクションは、ライダーがライディングシャツ/スーツに ~~FIM プロモーター~~の指定したデザインをプリントしていなかった場合、当該ライダーのスタートを拒否することが出来る。
- ~~6. プロモーターは、ジャケット等に使用できるPVC ナンバーパネルを提供するが、前述のように、ナンバーをプリントしなければならないライディングシャツ/スーツへの使用は認められない。~~

3. 2の追記

3. 2 TDN/WTDN FIMトライアル・デ・ナシオン及びFIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン

7. ビブナンバーの指定は前年のFIMトライアル・デ・ナシオン及びFIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオンのチーム成績を基準に決定される。
8. チームはそれぞれのナンバーと国の頭文字を、~~FIM プロモーター~~から提供されたデザイン指示書に則ってライディングシャツにプリントしなければならない。

4 オフィシャル及びその手順

4. 1 総論

1. 大会の運営及び司法手順を含む総合的な管理は FIM または各国協会(FMN)により任命されたオフィシャルの責務とされる。
2. FIM 及び各国協会(FMN)は、素質及びその職務への忠実性を考慮しオフィシャルを任命しなければならない。それらオフィシャルは専門分野及び役割に適切な FIM ライセンスを所持していなければならない。
3. FIM のオフィシャルライセンスは、各種目における特別な要件に従って十分な能力があることを証明された後に発行される。FIM の当該委員会は得的のオフィシャルに参加が義務とされるセミナーを開催する。
4. FIM または各国協会(FMN)は、必要に応じて更新やキャンセルすることができる。
5. オフィシャルは、当該大会に参加するライダー、スポンサー、チームマネージャー、メカニック~~またはプロモーター~~であってはならない。
6. 競技監督は、FIM デレゲートに FIM ライセンスを有する全オフィシャルのリストを提出しなければならない。
7. すべてのオフィシャル及びセクションオブザーバーは、大会終了後の抗議・控訴提出の締め切り時間まで大会会場に装備一式とともに残っていなければならない。

4. 2 司法

すべての FIM ライセンス及び FIM ラセパセ所持者、オフィシャル及びアシスタント、その他大会に関係するすべての人員は主催国協会の任命する競技監督の権限下に位置することとなる。ただし、レースディレクションメンバー（FIM レースディレクター及び CTRS-テクニカルセクションアドバイザー）、FIM スチュワードパネルの全メンバー、及び FIM ~~プロモータ~~によって任命された者を除く。

4. 3 FIM ライセンスを所持するオフィシャル

1. FIM ライセンスを所持するオフィシャルは英語またはフランス語に堪能であることが望ましい。
2. FIM トライアル世界選手権およびプライズに従事するオフィシャルは、適切な FIM オフィシャルライセンス所持者でなければならない。

4. 4

Trial GP ミーティング

1. オフィシャルミーティングは FIM チーフスチュワードが議長となる。
2. 下記について、特別規則書のタイムテーブルに明記されなければならない。
 - 受付及び車検が行われる日にち
 - 各日の競技終了の時間
3. 以下の者はオフィシャルミーティングに参加する権利を有する。
 - a) FIM チーフスチュワード
 - b) 主催国協会(FMNR)スチュワード
 - c) FIM レースディレクター
 - d.) 主催国協会(FMNR)競技監督
 - e.) FIM テクニカルセクションアドバイザー(CTRS)
 - f.) FIM ウィメンズテクニカルセクションアドバイザー
 - g.) ~~FIM 選手権マネージャー~~
 - h.) 主催国協会(FMNR)環境スチュワード
 - i.) FIM 環境デレゲート
 - j.) 主催国協会(FMNR)車検長
 - k.) FIM テクニカルデレゲート
 - l.) FIM メディカルデレゲート
 - m.) FIM 女性委員会(CFM)デレゲート
 - n.) 各国協会(FMN)デレゲート条項 4.20
 - o.) FIM 最高委員会、FIM 各委員会ディレクター、当該種目の FIM 担当部長及びスタッフ
 - p.) マニユファクチャラー代表. FIM マニユファクチャラーライセンスを所持者であること。
 - ~~p.) プロモーター~~
 - q) 大会に参加している各クラスのライダー代表

4. 5 FIM 及び主催国協会(FMNR)審査委員パネル

1. 2 名のスチュワードによるパネルが設けられる。
 - FIM チーフスチュワード
 - 主催国協会(FMNR)スチュワード
2. FIM チーフスチュワードは FIM トライアル委員会が任命する。
3. 主催国協会(FMNR)スチュワードは 1 名に限定される。
4. スチュワードは、大会の運営には関与しない。彼らの任務は、レースディレクションの決定に対する抗議に関して裁定を行うことである。
5. スチュワードの権限及び任務には下記が含まれるが限定されるものではない
 - a) 大会が円滑に運営され、規則に則っているか、違反のある場合レースディレクションに報告する。
 - b) レースディレクションに大会のより円滑かつ能率的な運営について提案する。
 - c) 規則に反する事例のある場合、レースディレクションに注意を促す。
6. FIM スチュワードパネルは、レースディレクションの決定に対する抗議を聴聞する。

7. FIM スチュワードパネルは、FIM 規律及び裁定規定に明記されているペナルティーを科すことができるが、同規定の条項 2.2 及び 2.3 を侵害してはならない。
 - 警告
 - 罰金、最大 3,000 ユーロまで
 - ポイントペナルティー
 - 順位の降格
 - 失格
 - 事例発生から最大 30 日を超えない範囲の資格停止
 - 選手権参加資格の停止、1 戦または複数大会
8. FIM 規律及び裁定規定における条項 3.1.3 に則り、FIM スチュワードパネルは、国際規律法廷(CDI)に更なる重いペナルティーを科すべく提訴することができる。

4. 6

FIM 審査委員長

1. FIM チーフスチュワードパネルは FIM 定款及び内規の条項 XVI に則り、FIM を代表する者とする。
2. FIM チーフスチュワードは、TrialGP ミーティング及び FIM スチュワードパネルを開催し、その議長となる。
3. FIM チーフスチュワードは、スポーツコード、FIM によって発行された規則、大会特別規則に則り会議を進行する。
4. FIM チーフスチュワードは、さまざまなオフィシャル間との情報交換に関する責任を有する。
5. 必要に応じて、会議にオブザーバーを参加させる。
6. FIM チーフスチュワードは、レースディレクション及び/または FIM 審査委員パネルによる決定を速やかに書面で関係部署に伝達する。
7. FIM チーフスチュワードは、下記書類を収集し、FIM 執行事務局に大会終了後 72 時間以内に送付しなければならない。
 - ・大会開催に関する地元行政の許可書
 - ・第三者保険証書コピー
 - ・大会公式プログラム
 - ・環境オフィシャルレポート
 - ・提出された抗議すべての詳細
 - ・自身が作成したレポート

4. 7

FIM 審査委員パネルミーティング

1. FIM スチュワードパネルミーティングは TrialGP ミーティング時に開催されるが、公開または非公開で大会期間中に開催される場合がある。
2. FIM スチュワードパネルは、FIM チーフスチュワードが議長となる。
3. FIM スチュワードミーティングの定足数は 2 名とする。
4. 大会期間中の如何なる他の役職も兼ねることはできない。しかしレースディレクションメンバーに何らかの不可抗力が発生した場合、FIM スチュワードパネルメンバーが代理となることができる。
5. 任命された FIM チーフスチュワードが大会に間に合わない場合、CTR ビューローが代替えを任命する。その際、その第一番目には主催国協会(FMNR)以外の人間で CTR メンバーとする。
6. FIM チーフスチュワードが欠席となる場合、FIM に任命されたレースディレクターが代役を務める。
7. 主催国協会(FMNR)のスチュワードが大会に間に合わず主催国協会(FMNR)が代替えを立てることはできない場合には、FIM チーフスチュワードが FIM レースディレクターを任命する場合がある。投票が必要となる場合、FIM チーフスチュワード(または代理として FIM レースディレクター)が決選投票権を有する。
8. 不可抗力の場合で代替えが不可能となった場合、主催国協会(FMNR)以外のオフィシャルに優先権が与えられる。
9. 各メンバーは 1 票を有する。決定は単純多数決で行われる。レースディレクションの決定に対する抗議に関してタイが生じた場合、同決定は有効とされる。
10. レースディレクションからの提案または決定に関して 2 名のメンバーでタイが生じた場合、FIM チーフスチュワードが決定投票を行う。

4. 8

レースディレクション

1. レースディレクションは FIM レースディレクター、主催国協会(FMNR)競技監督及び FIM CTRS(テクニカルセクションアドバイザー)によって構成される。
2. FIM コード、FIM 規則及び承認された大会特別規則に準拠する運営の下で、レースディレクションは大会の最高権能を有する。
3. 大会の円滑かつ有効な運営または FIM トライアル規則違反に関する決断を行う。
4. FIM レースディレクター及びテクニカルセクションアドバイザー (CTRS) は FIM に対する責任のみを負う。
5. 全ての民事及び法的責任はオーガナイザーにある。レースディレクションは、条項 2.1 に規定されている通り大会特別規則 (SR) または規定されたプログラムの変更に関して権限を有する。レースディレクションは、FIM 規則への改定または追加を行う権限はないが、以下の場合、決断を下す資格を有する。
6. レースディレクションは、独自判断またはオーガナイザー、~~FIM 選手権マネージャー~~
~~プロモーター~~または競技監督からの要請により、コースまたはセクションの状況を改善するために大会の開始を遅らせたり、緊急的安全上の理由またはその他不可抗力の理由から競技停止またはキャンセルとすることができる。
7. レースディレクションは、ライダー、~~アシスタント、マネージャー~~、チームスタッフ、~~オフィシャル、プロモーター及びオーガナイザー~~と大会または選手権に関わるすべての人員にペナルティーを科すことができる。
8. この罰則は、故意または無意識の言動、現行有効な規則や大会オフィシャルによって与えられた指示に従わない一個人または組織的 personnel に対して与えることができる。
9. レースディレクションは、条項 4.5 に明記されていることを除きトライアル規則に明記されているすべての罰則を科すことができる。

10. レースディレクションの権限及び役務は以下の通り:
- a) 大会のすべての公式の競技結果を承認する。
 - b) 規則違反に対するペナルティーを科す。
 - c) FIM スチュワードパネルに対し、自らが課される裁定よりも大きな制裁を提案する可能性がある。
 - ~~e) レース中の故意または無意識な行為において、個人または集団が規則や大会のオフィシャルの指示に反したとみなされた場合にペナルティーを科す~~
 - d) 特に、大会中に 1 個人または集団による不正、詐欺、またはスポーツの利益に害を及ぼす行為の重大な訴訟について、より厳しい制裁を FIM スチュワードパネルに提案する。
 - ~~d) デモンストレーション中における個人または集団による不正、詐欺行為またスポーツイベントいかなる利権またはスポーツイベントに不利益をもたらす行為に対しペナルティーを科す。~~
 - ~~e) 円滑かつ能率的な大会の運営を怠っていないか、重要な規則違反がないかを判断する。~~
 - e) 規則違反に関連する抗議に対する判定を行う。
 - f) アシスタントが負傷または病気の際の変更の承認または拒否。
 - g) TDN において受付登録が終了した後に、チームのライダーが負傷または病気の際の変更の承認または拒否。
- ~~10. しかし、FIM スチュワードパネルに対して規定以上の罰則を提案することができる。~~
11. 大会期間中に発生する抗議に対して裁定を下す唯一の裁定組織である。
条項 4.5 に従い、FIM スチュワードパネルに関する更なる控訴については条項 4.5 に準拠する。
12. レースディレクションの裁定を不服とする個人または団体はその決定に対して控訴することが認められる。この控訴は、裁定通知発行後 30 分以内に FIM 審査委員パネルに提出されなければならない。
13. レースディレクションの裁定に対する控訴は FIM スチュワードパネルによって審議される。

4. 8. 1 レースディレクション「意見交換会」

1. この 30 分間の「意見交換会」という公式の時間が設けられた中で、ライダー代表、マニファクチャラー、チームマネージャー、FMN代表およびオフィシャルがレースディレクションのメンバーと話し合うことができる。またその他イベントに関係する人物が疑問や意見等がある際にもこの場で話すことができる。この30分間は、各 TrialGP ミーティング直前にしか設けることができない。
2. この話し合いの中でレースディレクションが必要と判断した場合には、TrialGP ミーティングの議題として提出する。

4. 9 FIMレースディレクター

1. FIM レースディレクターは FIM によって任命される。
2. FIM レースディレクターは、TrialGP プレミーティングおよび、遅くとも大会開始前日の受付及び車検時に来なければならない。
3. FIM レースディレクターが、レースディレクションミーティングの議長を務める。
4. FIM レースディレクターは必要に応じてレースディレクションミーティングにその他人物を招聘する事が出来る。
5. FIM レースディレクターは大会の運営に関する責任はない。

6. FIM レースディレクターの権限及び責務は下記のとおりとするがそれに限られたものではない。
- FIM レースディレクターは、FIM の権利を保護し、FIM スポーツコード、その規則付則、及びその他オーガナイザーの誓約を尊重しなければならない。CTR ディレクター及びコーディネーターと密接に作業に従事する。
 - レースディレクションの決定がスポーツコード、FIM 発行の諸規則や大会特別規則に準拠しているか確認する。
 - レースディレクターは、FIM チーフスチュワードとともにオフィシャルとの公開ミーティングの時間を定め、追加のミーティングのある場合や非公開のレースディレクションミーティングを行う場合にそれを報告する。
 - FIM レースディレクターは、オーガナイザーとレースディレクション間のコミュニケーションに関する責任を有する。
 - 大会特別規則(SR)に変更がないかどうか確認し、もし、変更のある場合、その変更についてすべてのライダーや参加者に伝わっているか確認する。
 - 大会の運営に関する条項に関する主催国協会(FMNR)競技監督のレポートを確認する。
 - 主催国協会(FMNR)競技監督のレポートを確認し、参加しているすべてのライダー及びエントラントがライセンスおよび許可証を持っているか確認する。
 - ライダーからの特に安全に関わる要求による改修があるか確認する。
 - ドキュメントはリザルトサービスが作成する。

7. さらに：
- オーガナイザー、主催国協会、~~FIM 選手権マネージャープロモーター~~、(FMNR) 競技監督、テクニカルセクションアドバイザー (CTRS) 及び全オフィシャルと密接に任務を遂行する。
 - レースディレクション全員との円滑なコミュニケーションを図る。
 - 大会の円滑な運営の為にミーティングを開催したり、行動を起こす。
 - チーム、ライダー、オーガナイザー、~~FIM 選手権マネージャープロモーター~~ 及びその他オフィシャルや役務を持つ人員とのコミュニケーションが円滑に行われ、大会を通じてそれぞれが最善を尽くすことが出来ているか確認する。
 - ライダーズブリーフィングの開催を提案、実施する。
8. レースディレクターは、プラクティスのスタートまたはセクション下見前にセクションを視察し、安全上必要とされる対策を取らなければならない。
9. さらに、FIM レースディレクターはレースディレクションに対し、セクションの質について、または大会におけるその他の現状について、~~規則付則~~ 条項に準拠して改善するために必要な判断を提案することができる。
10. 予選において、チーフセクションオブザーバーが FIM 規則の即時適用を確実にしなければならない。問題がある場合、チーフセクションオブザーバーに採点の検証を行うために協議を行う。
11. FIM レースディレクターは、レースディレクションに対し、競技会の開始または再開、大会の開催期間または中止またはキャンセル等プログラムの変更に関して助言や勧告をすることができる。

12. 全関係者並びにセクションオブザーバーに関して責任を有する者が、レースディレクションによる決定を速やかに書面で受け取れる状態にあるか確認しなければならない。
13. FIM レースディレクターは、レースディレクションに対し、FIM 規則及び/または大会の円滑な運営に反する乱暴または非道徳的人物に対する決定または罰則を勧告することができる。
14. 主催国協会(FMNR)競技監督及びその他関係するオフィシャルの報告を聞かなければならない。
15. **競技会大会**の終了時点で、FIM レースディレクターは主催国協会(FMNR)競技監督とともに**競技会大会**公式結果に署名しなければならない。また、すべての議事録に署名しなければならない。
16. オフィシャルとのミーティングの報告をしなければならない。
17. FIM レースディレクターは、FIM 公式ファイルを使用して大会に関するレースディレクターレポートを 72 時間以内に FIM 執行事務局に送付しなければならない。
この FIM 公式ファイルには下記が含まれる。FIM レースディレクターレポート、提出された抗議内容と抗議保証金、そしてその他公式書類が含まれていなければならない。
18. 如何なる利害的紛争をも避けるため、FIM レースディレクターは、全利害関係者に(オーガナイザー、**FIM 選手権マネージャープロモーター**、ライダー、チーム、マニュファクチャラー等)関する守秘義務を守らなければならない。FIM レースディレクターは、FIM 公式ユニフォーム以外、如何なるマークのついたウェアも着用してはならず、特別なグループまたは利害関係者への忠誠を示したり、上記関係者との利害的紛争となる状況にならないようにする。
FIM 及び CTR の利権を常に守らなければならない。全ての決定条項は当該者に対し速やかかつ明確に伝達しなければならない。



4. 10

主催国協会(FMNR)競技監督

1. 競技監督は、主催国協会(FMNR)により任命される。
2. 競技監督は、同時に主催国協会(FMNR)スチュワードと兼務してはならない。
3. FIM レースディレクター及びテクニカルセクションアドバイザー(CTRS)とともにレースディレクションの一員となる。
4. 任務中、競技監督はレースディレクションのメンバー、特に FIM レースディレクターと常に相談しながら役務に従事することとする。
5. レースディレクションは最高権限を有し、主催国協会(FMNR)競技監督はレースディレクターが明確に同意した場合のみ発令することができる。
6. 主催国協会(FMNR)競技監督は大会の能率的な運営を指揮する責任を有する。

7. 主な役務は以下のとおりとするが、以下に限られない
- a) 地元行政からの大会の開催に関する許可証がオーガナイザーの手元にあるか確認する。
 - b) FIM ディレクターにオーガナイザーの第三者保険証券コピーを提出する。
 - c) 大会の安全を確認する。
 - d) 大会会場、コース及びセクションが良好な状態にあり、全オフィシャルが出席し、役務に従事できる状態にあるか、セキュリティ、メディア及び管理業務の活動準備ができているかどうか確認する。
 - e) ライダーの資格、車両の番号、当該ライダーが大会に参加することを妨げる原因、例えば、負傷、資格停止、失格またはその他乗車禁止事情(FIM 執行事務局による情報をもとに)があるか確認する。
 - f) 安全上必要と判断する場合、ライダーまたは車両のスタートを拒否するか、ライダーまたは車両をレースから除外する。
 - g) 失格となったライダーのアシスタント、チームマネージャーおよび/またはマニユファクチャラーからビブを回収する。
 - h) 役務に従事しているオフィシャルの指示に従わないいかなる者に対して、コース、セクションとその周囲から退去を命じることができる。
 - i) 可能な限り速やかに結果のコピーに署名(日付及び時間も明記)し、ライダー及びチームに提示されることを確認しなければならない。
 - j) 計時及び運営オフィシャルのレポート及びその他レースディレクションへのレポートに必要とされる情報を収集し、暫定結果の承認を得る。

- k) 競技監督は、レースディレクションに対し、競技会の開始または再開、大会の開催期間または中止またはキャンセル等プログラムの変更に関して助言することができる。
- l) 安全上の緊急時または不可抗力の事例が発生した場合、競技監督は大会の開始を遅らせたり、コースまたはセクションの状況を改善したり、セクションのキャンセルまたは競技の早期停止をすることができる。(条項 5.24)
- m) レースディレクションに罰則を提言することができる。
- n) 競技監督が抗議を受けた場合には、レースディレクションに報告しなければならない。

4. 11

セクションのための FIM テクニカルセクションアドバイザー(CTRS)

1. セクションテクニカルアドバイザー(CTRS)は、世界選手権及び FIM プライズイベントのために FIM によって任命される。
2. ウィメンセクションテクニカルアドバイザー(CTRS)もまたウィメンズ世界選手権及び FIM ウィメンズプライズイベントのために FIM によって任命される。
3. FIM トライアル世界選手権及びプライズと FIM ウィメンズトライアル選手権及びプライズが同時開催される場合、CTRS 及びウィメンズ CTRS は、その任命された FIM 世界選手権またはプライズに関連する使命、職務及び決定に基づき相互に代理を務めることとする。
4. CTRS 及びウィメンズ CTRS は総称して CTRS とする。
5. セクショントライアルアドバイザー(CTRS)は、FIM レースディレクター及び競技監督とともにレースディレクションを構成する。
6. 任務中、競技監督はレースディレクションのメンバー、特に FIM レースディレクターと常に相談しながら作業にあたることとする。

7. セクショントライアルアドバイザー(CTRS)の主な役務は以下のとおりとするがそれに制限されない。
- レースディレクション決定条項を実施しなければならない。
 - オーガナイザー及び競技監督の許可の元、任務に関わる全ての決定を行う。
 - 併催される場合、双方の CTRS と協力する。
 - コース及びセクションが良い状態であり、大会特別規則ならびに附則に準拠しているか確認する。
 - コース及びセクションがレースディレクションの決定に従っているかどうか確認する。
 - 必要に応じてオーガナイザーが準備したセクションを監視し、アドバイスを与えたり、修正を行う。
 - コース、タイム及びタイムコントロール位置を確認する。
 - セクション周囲またはコースがライダー、アシスタントや観客にとって危険かどうか監視し、必要な修正を行う。
 - コース上またはセクションにおける安全に関わる事並びに運営上の問題についての情報をレースディレクションに行う。
 - 全セクションオブザーバーが競技当日に出席し、彼らの役務を全うできる状態かどうか確認する。

4. 12 レースディレクションミーティング

1. レースディレクションミーティングは、TrialGP ミーティング時に開催され、公開または非公開で大会期間中に開催される。
2. レースディレクションミーティングは、時間を決めたり必要に応じて臨時のミーティングの開催を決定する。FIM レースディレクターが議長となる。
3. 常に、FIM スチュワードパネルのメンバーは、非公開であってもミーティングにオブザーバーとして参加することができる。
4. FIM に任命されたレースディレクターが欠席となった場合、FIM チーフスチュワードが代わって任務にあたる。
5. 主催国協会より任命された競技監督が欠席する場合、主催国協会(FMNR)が適切なオフィシャルライセンスを所持する代替りの者を任命する。もし、それが不可能な場合、審査委員パネルの主催国協会(FMNR)スチュワードが代行する。
6. 大会期間中、不可抗力によるFIM スチュワードパネルメンバーが代理となる場合を除き、レースディレクションのメンバーは、他のオフィシャルの役務を兼ねることはできない。
7. レースディレクションの定足数は 2 名とする。各メンバーは 1 票を有する。決定は単純過半数で行われる。タイが生じた場合(メンバー不在の場合)、FIM レースディレクターが決定権を有する。

4. 13

決定の公表

1. 大会を運営するために必要とされるレースディレクションのすべての決定は、可能な限り素早く発表されなければならない。決定事項は、FIM 公式言語で発表されなければならない。
2. レースディレクションまたは FIM スチュワードパネルによる司法的裁定は、いかなるものも大会会場で通告されなければならない。それができない場合、受領が確認できる書留等にて送付されなければならない。
3. 大会期間中いつでも関与する者には、最低限口頭で伝達されなければならない。それができない場合、レースディレクションまたは FIM 審査委員パネルの決定は書面で通達されなければならない。
4. 決定の通告書には以下が含まれる
 - a) レースディレクション・FIM スチュワードパネルの氏名及びライセンス番号
 - b) 関与する者の氏名
 - c) 抗議の場合、抗議提出者が抗議補償金を支払ったかどうか
 - d) とられた行動または抗議の理由
 - e) とられた行動または抗議が関連する事項番号
 - f) 聴聞時に得られた追加の情報
 - g) レースディレクション・FIM スチュワードパネルの決定事項、証拠及び概要のレポート
 - h) レースディレクションの裁定については、FIM レースディレクターと競技監督または CTRS の署名がなければならない。

5. 関係する者すべての者は、大会会場で書面により通告される。下記手順が適用される。
 - a) レースディレクション及び/または FIM スチュワードパネルの裁定に関係する者は、通告書に署名しなければならない。
 - b) FIM スチュワードパネルの決定に関して:FIM チーフスチュワード及び主催国協会(FMNR)スチュワードが署名する。
 - c) 裁定を受ける者の氏名。その者の役割、会場名、日付、受領時間等も通告書に記載されなければならない。
 - d) 当該裁定者が署名した通告書はFIM デレゲートレポートに加えられなければならない。

4. 14

ミーティング議事録

1. 議事録は、レースディレクション及び/または FIM 審査委員パネルが一つの言語でも良いとする場合を除いて、FIM 公式言語の両方を使って作成されなければならない。
2. 議事録には、科せられた全てのペナルティーの詳細、抗議に対する裁定(コピーを添付すること)、発生した事故の詳細、不正行為が発覚した場合や、オーガナイザーの大会運営についての FIM レースディレクターの意見、特筆事項等が明記されなければならない。
3. FIM チーフスチュワード及び FIM レースディレクターは、大会終了後 72 時間以内に議事録を FIM 執行事務局に送付しなければならない。



4. 15

FIM テクニカルディレクター

1. FIM テクニカルディレクターは、FIM 国際技術委員長が FIM トライアル委員長に相談の上、FIM 国際技術委員長により任命される。
2. FIM テクニカルディレクターは、車検に関する責務はないが、FIM 技術規則通りに行われているか確認しなければならない。
3. FIM テクニカルディレクターは、FIM レースディレクターと協力して役務にあたる。
4. FIM テクニカルディレクターの権限及び役務は下記を含むものとするがそれに制限されない。
 - a) 技術規則に関して懸念事項または規則と乖離している事例について FIM レースディレクターに報告するとともに、解決策を提示する。
 - b) 大会において、技術規則に関する問題の裁定の最終決定者となる。
 - c) 車検員とともに重大事故または致命的な損傷をした車両と防護装備品を検査し、FIM デレゲートに書面で報告する。
 - d) レースディレクションのすべてのミーティングに出席する。投票権は持たない。

4. 16

主催国協会(FMNR)車検長

1. 主催国協会(FMNR)に任命される車検員および車検長は特に以下を行う。
 - a) FIM 規則並びに大会特別規則に車両が準拠しているか確認する。
 - b) オフィシャルミーティングに出席する。
 - c) 車検レポートを作成し、FIM テクニカルデレゲートにコピーを提出する。
 - d) レースディレクションに要請された場合、ミーティングに出席する。投票権は持たない。
2. 役務を遂行する上で、テクニカル・スチュワードは常に FIM パーマネントテクニカルデレゲートと相談する。

4. 17

チーフ・タイムキーパー

1. チーフタイムキーパーは、FIM ~~/プロモーター~~によって任命される。
2. チーフタイムキーパーは特に下記について遂行する。
 - a) 適切な FIM ライセンスを所持し、大会で使用する計時機材の確認
 - b) FIM 選手権マネージャー~~プロモーター~~/レースディレクションと密接に協力して作業する。
 - c) ライダーに要求された場合、彼らの結果を調べ、記録された彼らのラップタイムを提示する。
 - d) FIM 規則に準拠した公式結果を作成し、レースディレクションにコピーを提出する。
 - e) レースディレクションに要請された場合、ミーティングに出席する。投票権は持たない。

4. 18

環境委員

1. 環境スチュワードは、主催国協会(FMNR)によって任命され、全ての環境に関する事項に責任を持つ。特に：
 - a) FIM 環境コードに準拠していることを徹底する。
 - b) FIM 環境コードに対する違反を競技監督に報告する。
 - c) 大会に関する全ての情報を入手し、また大会前、大会期間中、大会終了後に関わらず、環境に有害と思われる全ての局面に関する事項を提言する。
 - d) 当該委員会によって準備されたチェックリストを元にレポートを作成し、FIM 執行事務局に送付するとともに、そのコピーを FIM チーフスチュワードに渡す。
 - e) オフィシャルとのミーティングに出席する。
 - f) レースディレクションに要請された場合、ミーティングに出席する。投票権は持たない。

4. 19

チーフセクションオブザーバー

1. チーフセクションオブザーバーは、主催国協会(FMNR)またはオーガナイザーによって任命される。
2. 競技監督及び/またはレースディレクターとともにブリーフィングに参加しなければならない。
3. 各チーフセクションオブザーバーポスト、オーガナイザーは、担当ポストのチーフオブザーバリストを作成しなければならない。このリストは、競技監督に渡され、大会の開始前にレースディレクターに提出されなければならない。
4. チーフオブザーバー及び彼のアシスタントはビブで名確に識別できなければならない。
5. 各セクションごとに 1 名のチーフセクションオブザーバーが配置されていなければならない。
6. チーフセクションオブザーバーは、セクション・エンクロージャー及びコルドーを含み、担当するセクションでのスムーズな運用に関して責任を有する。
7. チーフセクションオブザーバーのみが自身のセクション内のライダーに対するペナルティーポイントを決定する。但し、条項 4.9 - 10 レースディレクターに記載されている場合を除く。
8. 大会終了後、チーフセクションオブザーバーは、抗議・控訴受付終了まで待機してなければならない。
9. セクションオブザーバーの最低年齢は 16 歳とする。
10. チーフセクションオブザーバーの最低年齢は 18 歳とする。

4. 20

当該国(FMN)代表

1. 出場しているライダーの所属する国は、その国の代表を選出することができる。
但し、スポーツ・スチュワードライセンスを所持していなければならない。
2. 当該国協会(FMN)は、主催国協会(FMNR)およびプロモーターに対し、大会の最低
15 日前までに、代表の(できれば名前を記入)し書面で告知しなければならない。
3. 受付時に、チームマネージャーは大会期間中常に全てのFIM規則及び大会規則を遵守し、
FIM及び主催者に対し、如何なる責任も問わず、自分の行動に責任を持つという誓約書に
署名しなければならない。
4. コースの移動でマシンを使用する場合、条項 2.12 を遵守しなければならない。
5. 各国の代表は、その国及び当該国協会からエントリーしているライダー代表となる。
彼の役務は以下の通り：
 - － オブザーバーとしてオフィシャルミーティングに出席する。
 - － 大会期間中に発行される書面および全ての公式情報を受け取る。
 - － FIM チーフスチュワードの許可を得て質問事項について説明する。
 - － 大会期間中のセクションエンクロージャー、審査委員室、パドック、スタート/フィニッシュ
エリア等重要個所に有効なパスを受け取る。
 - － 当該国代表のイエロービブを受け取る。
6. 当該国代表は、オブザーバーまたはチーフセクションオブザーバーがライダーに与える
ペナルティーポイントの権限に関して干渉することは認められない。
7. 当該国代表は、ライダー、マニファクチャラーチームマネージャーまたは FIM トライア
ルチームマネージャーであってはならない。



4. 21 FIM 選手権マネージャー

選手権マネージャーは FIM によって任命される。大会の円滑な運営に関する責任を持ち、また機材、タイムテーブルおよびオーガナイザーのための FIM 基準に関する責任も持ち、すべての参加者や関係者が運営組織の指示を遵守しているか確認しなければならない。

大会期間中は、彼はオフィシャルの役割はない。

4. 22 FIM トライアル委員会(CTR)代表

CTR は、各大会の監督を役務とする CTR 代表を任命することができる。

5. 大会の運営

5. 1 TrialGP プレミーティング

1. TrialGP プレミーティングは、通常全てのオフィシャルとのミーティングが行われる場所で受付及び車検の行われる前日に行われ、開催時間はタイムテーブルに明記される。各大会の最新タイムテーブルは www.trialgp-noticeboard.com に明記される。
2. FIM チーフスチュワードによりミーティングが開催される。不在の場合、FIM レースディレクターが開催する。
3. ミーティングへの出席者は以下のとおり
 - ・ FIM チーフスチュワード
 - ・ FMNR スチュワード
 - ・ レースディレクター
 - ・ 競技監督
 - ・ CTRS
 - ・ 計時/リザルト発行代表
 - ・ ~~FIM 選手権マネージャープロモーター代表~~
 - ・ オーガナイザー代表(パドック、コース及びセクション責任者)
 - ・ その他 FIM ~~プロモーター~~ が要請する者

5. 2 パドックへのアクセス

パドックへは、~~FIMプロモーター~~の出す条件やスケジュールに遵守した上でアクセスできる。

ライダー、チーム、マニファクチャラー及びその他レース関係者やライダーに帯同する者は必ずプロモーターから出される上記の指示を守らなければならない。

これらの指示に違反した場合には条項 5.22 と条項 5.23 ~~罰金 5.21~~に則りペナルティの対象となる場合がある。

5. 3

参加受付

1. ライダーは下記のことを提出しなければならない。
 - a) 有効な FIM トライアル世界選手権ライセンスか FIM イヤーブックに記載されている FIM ライセンスの有効なリスト掲載の FIM 賞ライセンス。
 - b) 大会に参加するための所属国協会の出走許可書
 - c) 記載が完了した FIM トライアル世界選手権もしくは FIM 賞のエントリー用紙
2. ライダーは、受付時にエントリー用紙に署名しなければならない。
3. 2 日間の競技会の場合、病気またはその他不可抗力の理由から 1 日目に参加できない場合、レースディレクションの判断により 2 日目のスタートが認められる。ライダーまたは彼のメカニックは、彼のスタート時刻前に車検にマシンを提出しなければならない。
4. 同様に各ライダーのアシスタントも有効なライセンスを提出し、自分が付くライダーの名前の下に署名しなければならない。
5. ライダー署名の下に全てのチームマネージャーもまた有効なライセンスの提示と署名をしなければならない
6. FMN 委員は契約書に署名しなければならない。

5. 3 の追記5. 3 TDN FIM トライアル・デ・ナシオン

- ~~4. 世界選手権枠のライダーは、有効な FIM トライアル世界選手権ライセンス所持者でなければならない。~~
- ~~5. インターナショナルトロフィー枠のライダーは、有効な FIM トライアル世界選手権またはワンイベント・トライアル世界選手権、FIM125 cc 世界選手権ライセンスまたは FIM トライアル・プライズライセンス所持者でなければならない。~~

5. 3 WTDN FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン

- ~~6. ウィメンズ世界選手権ライダーは FIM ウィメンズトライアル世界選手権ライセンスまたはワンイベント FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオンライセンス所持者でなければならない。~~

5. 4

公式車検

1. 全ライダー(参加者)は FIM トライアル 技術規則に明記されている車検手順を遵守しなければならない。
2. ライダーと／もしくはそのアシスタントと／もしくはそのチームマネージャーは、公式車検を受けなければならない。車両は、FIM トライアル 技術規則に則ったものでなくてはならない。
~~大会に参加する各ライダーまたはアシスタントまたはチームマネージャーは、車検に車両を提示しなければならない。~~
3. 練習走行前には、FIM 規則及び／または大会特別規則に明記された方法及び手順に則って車検が行われなければならない。
4. 大会期間中のいかなるときでも、ライダーは自分のマシンが規則に合致していることに関して責任を有する。
- ~~4. 車両は、FIM トライアル 技術仕様に合致していなければならない、車両検査は大会会場で行われなければならない。~~
5. ライダー、アシスタントまたはチームマネージャーは、パーツが適切に管理されマーキングされたことを証明する車検記録に署名しなければならない。
6. 予選及び競技会においては、ライダーは車検に提示した車両のみ使用が認められる。
7. マーキングされたフレーム及びエンジンのモーターサイクルの継続使用ができなくなった場合、ライダーはその技術的理由を添えレースディレクションに変更の申請をしなければならない。当該ライダー、アシスタントまたはチームマネージャーは、使用できなくなったモーターサイクルを、マシンの使用が不可能かどうか判断する車検員に提示しなければならない。新たなマシンは規則に準拠しているかどうか車検に提示されなければならない。
8. 前の条項は、異なる大会間の車検、練習、予選、競技においてもイベントでも有効となる。予選中(Q1、Q2)または競技中の車両の交換は認められない。

9. 大会期間中は常に：
- a) 車検長または FIM テクニカルディレクターの要請により、ライダー及び/またはメカニック、及び/またはチームマネージャーが車検場に立ち会い、車両及び/または装備品を提示しなければならない。
 - b) ライダーは、常に車両及び/または装備を規則に準拠させていなければならない。
 - c) レースディレクションは、その構造が危険な状態にあると判断した場合、当該車を失格とすることができる。
10. オーガナイザーが車両の登録用紙確認を要請した場合（公道を使用する場合）、その確認作業大会前に行われなければならない、事前車検を必要とする場合は、そのことが特別規則に明記されていなければならない。
- ~~10. 2日間競技会の場合、大会初日に病気またはその他避けられない理由により大会初日に参加できない場合、レースディレクションの決定により2日目の競技に参加することが認められる。ライダーまたはメカニックはスタート前までに車両を車検に提示しなければならない。~~

5. 4. 1 代替燃料

1. バイオ燃料、水素や電気等の代替燃料の使用は、環境への有害度が低いことを前提として、トライアル技術規則に従うことが推奨される。

5. 4. 2 燃料補給

1. 全ての車両の燃料補給はパッドックで行われなければならない。その際には地面保護のために環境マットが使用されなければならない。本規則に違反した場合、当該ライダーは失格とされ、アシスタントのビブが回収される。
2. 環境マットを使用せずに燃料補給を行った場合、環境コードに規定された罰金の対象となる。
3. 電動マシンの場合、燃料補給とはバッテリー交換を意味する。これはトライアル技術規則及びレースディレクションによりもたらされるその他情報に従って行われなければならない。

5.4.3 アシスタントエリア - PA2

1. 例外的なケースとしてアシスタントエリア-PA2 が設けられる場合がある。このことは特別規則書に記載される。~~設定内容はパッドックと同様である。~~
2. 最大1つのアシスタントエリア-PA2 が認められる。

5. 5

プラクティス/ウォームアップ

1. このプラクティスエリアはすべてのライダーに対して、規則または特別規則に発表するスケジュールに従って開放されなければならない。
- ~~1. 全てのライダーがプラクティスエリアを利用できる。プラクティスエリアは大会で使用されるセクションの特性に相応するものとする。~~
2. 大会で使用するセクションに準ずる特徴を持っていなければならない。
- ~~2. プラクティスエリアは明確にわかるように作られ、出入口も示されなければならない。このプラクティスエリアは、ライダーが規則に基づいてプラクティスできるものでなければならない。~~
3. 競技の開始以降、タイムテーブルに明記された時間以外及び/またはプラクティスエリア以外でのプラクティスは禁止される。
- ~~3. このプラクティスエリアはすべてのライダーに対して、規則または特別規則に発表するスケジュールに従って開放されなければならない。競技が開始された以降、タイムテーブルに明記された時間以外及び/またはプラクティスエリア以外でのプラクティスは禁止される。~~
4. このエリアに大会のセクションを設けることは禁止されるが、すでにセクションにマークがつけられ、ライダーが進入できないように囲まれている場合は例外とする。
5. 大会の初日前日、各ライダーは、プラクティスエリアへのアクセス及びエリアの確認、当該クラスの開始時間及び終了時間に従わなければならない。
6. このプラクティスは、ライダーが義務ではなく自発的に行うものであり、ライダーの順位づけには考慮されない。
7. ライダーはプラクティスエリア内では、トライアル技術規則に明記されているヘルメット及びウェアを着用しなければならない。
8. 各日の競技前に、別に設けられるウォームアップエリアまたはウォームアップのためにプラクティスエリアを使用することが認められる。このエリアは全ライダーにそれぞれ第1ラップのスタート1時間前から解放される。
- ~~8. ライダー及びマシンが大会受付及び車検に合格した後、オーガナイザーにより決められたプラクティスのための場所以外での練習は禁止される。~~
9. 上記記載事項に違反した場合、条項 5.19「ペナルティーポイント」、5.22「罰金」、5.21「失格」に準拠したペナルティーがレースディレクションによって決定される。

5. 6 セクション事前下見

1. オーガナイザーは、ライダーの為のセクション下見時間をあらかじめタイムスケジュールの中に設定しなければならない。タイムテーブルは掲示板に掲示される。本セクション下見はライダーの必須要件ではない。
2. モーターサイクルはコース及び/またはセクション内に入れることは出来ない。
3. ライダーはセクション内及び/またはセクションエンクロージャーに立ち入ることが認められる。
4. ライダーはパスによって身分を証明しなければならない。
5. 当該ライダーのパフォーマンスを見たい人物が、セクション及び/またはセクションエンクロージャーに進入した場合、当該ライダーには 20 ポイントのペナルティーが科すことができされ、更に最大 500 ユーロの罰金の対象となる。
6. セクション下見として設定された時間以外にセクション内にいたライダーには 20 ポイントのペナルティーが科せられ、最大 500 ユーロの罰金の対象となる。

5. 7 コース査察

バイクを使用したコース査察は公式タイムテーブルと前もって調整し行う。

5. 8

チーフセクションオブザーバーとのブリーフィング

1. 各セクションのチーフオブザーバーとのブリーフィングは必ず行わなければならない、その時間は前もって公式タイムテーブルを見て調整し時間を設定する。
通常は一日目の競技前日に行う。
2. ブリーフィングは、セクションテクニカルアドバイザー(CTRS)及び競技監督との協力によりレースディレクターが議長となり開始される。
3. トライアル規則に関する議論は行われない。本ミーティングの目的は情報の提供及び指導の場としてである。
4. FIMトライアル規則並びに発行された指示書等の詳細を知るとは各チーフオブザーバーの責務である。
5. 特例状況や実際に起こった事例等が説明される。
6. プロモーターは、セクション出口に立つスコアラースのためのブリーフィングを設定しなければならない。

5. 9

ライダーとのブリーフィング

1. 必要と判断された場合、ライダーとのブリーフィングが設定される。通常一日目の競技前日のセクション下見以降とし、開催時間はタイムテーブルに発表される、
2. ブリーフィングは、レースディレクターが議長となり開始される。レースディレクションのその他メンバー及びFIM スチュワードパネルのメンバーは、このライダーとのブリーフィングへの出席を要請される。
3. 大会に参加しているライダーは必ず出席しなければならない。アシスタント、マニュファクチャラーチームのマネージャー及びFIM チームマネージャーもこのブリーフィングに出席しても構わない。
4. このブリーフィング中、コース、セクション、安全及びその他大会に関する重要点が提示される。
5. トライアル規則に関する議論は一切行われない。開催の目的は情報の提供と指導とする。
6. ブリーフィングへの出席は、各ライダー及び各チームの義務であり、提示された注意事項及び指示を明記したすべての発行物に注意を払わなければならない。

5. 10 サイン会

1. サイン会は、~~FIM プロモーター~~によって催されるかもしれない。
2. サイン会のスケジュールと継続の時間は公式タイムテーブルに記載される。
3. ~~FIM プロモーター~~は全ライダーまたは特定のグループの参加を要請することができる。
4. 要請を受けたライダーは、参加することが義務とされる。

5. 11 選手紹介

ライダーの選手紹介は、大会期間中に予定される。

同プレゼンテーションは必須で、更なる情報は ~~FIM プロモーター~~により提供される。

5. 11の追記5. 11 TDN/WTDN FIMトライアル・デ・ナシオン/FIM ウィメンズ・トライアル・デ・ナシオン

1. エントリーチームによる開会式が大会期間中に予定される。更なる情報は ~~FIM プロモーター~~によって提供される。
2. ライダー及び各チームマネージャーの参加のみ義務付けられる。
3. 開会式のスケジュール及び詳細は大会特別規則に明記される。
4. ライダー及び各チームマネージャーが参加しなかった場合、最大500ユーロまでの罰金が科せられる。

5. 12

予選

5.12.1

予選の運用

1. Q1 と Q2 で構成される予選が競技会初日の前日に開催される。
2. 予選参加は義務とする。Q1 と Q2 に参加しないライダーは競技に参加することが出来ない。
3. しかし、レースディレクションによりマシンの問題、健康上の問題、その他理由が認められた場合、競技に参加することを申請できる。レースディレクションは、ライダーの競技参加の可否について決定する。この決定はライダー、チームまたはマニファクチャラーからの要望と関係なく決定される。
4. 全ライダーは予選での試みをあくまでもクリアすることを目指して真剣に行わなければならない。レースディレクションにより真剣に取り組んでいないと判断されたライダーは失格とされる。
5. FIM/~~プロモーター~~とともにレースディレクションは予選に使用するセクションを競技に使用されるセクションから選択する。
6. 予選の時間は各大会のタイムテーブルに発表される。
7. 予選は、当該選手権の開催選手権により下記の順番に開始される
 - a) トライアル-Eカップ
 - b) トライアル2ウィメン
 - c) トライアルGPウィメン
 - d) トライアル 125
 - e) トライアル2
 - f) トライアルGP

8. ライダーの Q1 スタート順は、各クラス毎に抽選が行われる。抽選は受付及び車検終了直後に行われる。
9. 抽選は、オフィシャルにより管理・確認され、中立者が承認となる。定められた数の人員が立ち会っても良いが、レースディレクションの許可が必要とされる。
10. 各クラスの全ライダーは、1 度のみ抽選の順番で Q1 セクションを走行する。

Q1 と Q2 においては：

11. タイム及び科せられたペナルティーによって、ライダーのスタート順が決定される。
12. ~~最も少ない科せられない~~ペナルティーポイントで、当該クラス内で最も早く走破したライダーが一番の勝者となる。
13. ~~最も少ない科せられない~~ペナルティーポイントで、2 番目に速かったライダーが 2 番目となり、以下続く。
14. ペナルティーポイントの少ない全ライダーに順位が付けられた後ろにタイム順にペナルティーポイントに従って順番が付けられる。
- ~~12. タイムは関係なく、ペナルティーポイントの無い全ライダーがペナルティポイントのついたライダーの前に付く。~~
15. Q1 で 1 位となった各クラスのライダーは Q2 では当該クラスの最後にスタートする。Q2 の各クラスの勝者は競技会で最後にスタートする。2位のライダーは最後から 2 番目にスタートとなる。
16. 何らかの不可抗力でレースディレクションが Q1 をキャンセルする場合、~~前年度の初大会のランキングが現時点の暫定ランキングで、Q2 のスタート順位を決定する。が適用される。順位のないライダーの場合、スタート順を決めるための抽選が行われるが、その場合当該ライダーが必ず最初にスタートすることとなる。~~
- ~~15. 何らかの不可抗力によりレースディレクションが Q2 をキャンセルせざる得なかった場合、Q1 の各クラスのリザルトで競技会のスタート順を決定する。チャンピオンシップ・ポイントは Q1 のリザルトでは付与されない。~~
- ~~16. ランキングのないライダーについては、抽選でスタートのポジションを決めるが、必ず最初にスタートする。~~

17. 何らかの不可抗力でレースディレクションが Q2 をキャンセルする場合、前年度の初大会のランキングか現時点の暫定ランキングで、競技会のスタート順位を決定する。
18. 順位のないライダーの場合、スタート順を決めるための抽選が行われるが、常にそのようなライダーが当該クラスの順位ライダーより前最初にスタートすることとなる。
19. 順位を得ていないがレースディレクションにより競技に参加することが認められたライダーは、当該クラスの最初にスタートする。複数のライダーがある場合、スタート順は抽選で行われる。最も低い数字を引いたライダーが最初にスタートする。

5. 12. 1の追記

5. 12. 1 TDN／WTDN FIMトライアル・デ・ナシオン／FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン

1. チームの一人または複数のライダーが予選通過せず競技に参加することをレースディレクションに認められた場合、当該チームは当該クラスの最初にスタートする。複数のチームで複数のライダーが同じ状況となった場合、チームのスタート順は抽選で決められる。最も低い数字を引いたチームが最初にスタートする。

5.12.2 予選の順位

1. Q1 の結果は Q2 のスタート順を決定するためのみに採用される。
2. 各クラスの Q2 の最終結果は競技会の初日のスタート順を決定するために採用される
3. 2 日間におよぶ競技会の場合、各クラスの初日の成績で2日目のスタート順を決定する。最も良い成績のライダーが最後にスタートする。

5. 12の追記

5. 12 TDN/WTDN FIMトライアル・デ・ナシオン/FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン

4. 予選は1回のみ:トライアル・デ・ナシオン世界選手権、インターナショナルトロフィー及びウィメンズトライアル・デ・ナシオン
5. チームマネージャーは、チームに付き2名のライダーをノミネートし、この2名のスタート順を明確にすること。ノミネートされた両名のライダー名と彼らのスタート順を遅くとも大会受付時まで申請しなければならない。
6. 予選の参加は義務とする。参加しなかったチームは、当該競技への参加が認められない。ライダー全員は真剣に成功を試みなければならない。レースディレクションにより真剣に取り組んでいないと判断された当該チームは失格とされる。

~~5.12.3 リザルトで付与されるポイント~~

- ~~1. 以下のように Q2 の各クラスのトップ3のライダーにチャンピオンシップポイントが与えられる。:~~
 - ~~1位: 3ポイント~~
 - ~~2位: 2ポイント~~
 - ~~3位: 1ポイント~~
- ~~2. Q2 で付与された選手権ポイントは選手権リザルトに付け加えられるが実際の競技会で得たリザルトやランキングにはカウントされない。表彰式は当該目に行われた競技会におけるリザルトのみに関連して得たポイントからのものとなる。~~

7. FIM/~~プロモーター~~とともにレースディレクションは予選に使用するセクションをトライアル・デ・ナシオンに使用されるセクションから選択する。
8. 予選時間:トライアル・デ・ナシオンの予選時間は大会のタイムテーブルに発表される。
9. チーム予選のスタート順は、クラス毎に抽選で決定される。
10. 各チームの2名のライダーが抽選結果に従ってスタートし、そのスタート順はチームマネージャーにより伝えられる。
11. 各チームの2名のライダーの一番良いリザルトが競技会でのチームのスタート順の決定に反映される。
12. 予選- トライアル・デ・ナシオンの予選は下記の順番に行われる。
 - a) インターナショナルトロフィー
 - b) FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン
 - c) FIMトライアル・デ・ナシオン世界選手権

5.12. ~~3-4~~ 予選における同順位

Q1 の場合:

1. 2名以上のライダーが同じペナルティーを科され同タイムであった場合、Q1 での抽選により順位を決定する。
2. 抽選で引いた番号が低い数字のライダーが勝者となる。
3. 最低2名のライダーが Q1 での予選セクションを走破できなかった場合、抽選で低い数字を引いたライダーが勝者となり、以降数字の低い順番で順位が決定される。

Q2 の場合:

1. 2名以上のライダーが同じペナルティーを科され同タイムであった場合、Q1 における順位を元にポジションを決定する。
2. Q1 におけるベストポジションを取ったライダーが優位となる。
3. 最低2名のライダーが Q2 での予選セクションを走破できなかった場合、その2名の内で Q1 でのランキングが上のライダーが優位となる。

5.12. ~~3-4~~ の追記

5.12. ~~3-4~~ TDN/WTDN FIM トライアル・デ・ナシオン / FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン

TDN 予選の最終でのタイ:

7. ベストの結果を出したライダーが2つ以上のチームで、同じペナルティーが科されタイムが同じであった場合、2番目に走ったライダーのリザルトでチームの順位を決定する。
8. 2番目に走ったライダーのリザルトでも順位が決定できない場合、予選での抽選でスタートのポジションを決定する。
9. 抽選では低い数字を引いたチームが勝者となる。

5. 13 コース

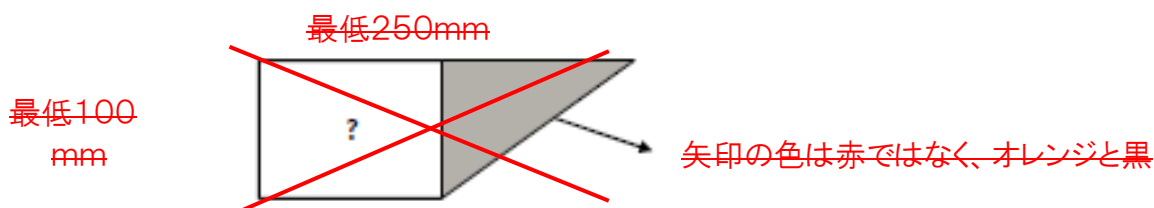
1. コースは一方通行のみとする。例外的事情において、両側通行が不可欠である場合や観客通路との併用を避けられない場合には、トラックを別に分ける、常にオフィシャルを配置するといった特別な安全対策が取られなくてはならない。
2. 大会がクローズドサーキットで開催される場合、参加者が一般公道（一般車両を遮断することに対する地元行政の許可を得るとともに警官またはオフィシャルによってそれを管理することができない場合）を使用することなくコース（パドックから全てのセクションに行きパドックに戻る）を完了できるものでなければならない。
3. 不可避の状況があり、また安全上の理由がある場合、オーガナイザーの許可と責任の下で、レースディレクションはコースを変更できる。

5. 13. 1 距離

1. コースは2周とし、各ラップのコース距離は20km以内とする。~~最低10 km以上のコースが推奨される。~~
2. 2日間にわたって行われる場合、同じコースが両日ともに使用されなければならない。

5. 13. 2 コースマーキング

1. コースは~~下記に示される~~アロー（方向指示矢）によってマークされる：



2. アロー（矢印）がライダーのコースを進む方向を示す。
~~？印がついた四角の中には、このアロー（矢印）がライダーに示すセクションの番号が記載される。赤色の矢印はライダーの進行する方向を示す。~~
3. すべてのアロー（指示矢）は防水材質製でなければならない。
4. コースはライダーがセクション下見する際に完全にマーキングされていなければならない。

5. 14

セクション

1. 限られた状況下で本規則に明記されている人物を除き、いかなる時もセクション内への進入は認められない。
2. セクションは、CTR メンバー以外はいかなる者もモーターサイクルでテストすることができない。FIM/オーガナイザーは、サインを使用しセクション周囲の長さ及び/またはセクションを決定する。本条項 12 を除く。
3. それぞれのセクションは、他のセクションとは全く別個のものとし、天候状況により修正可能なものでなければならない。
- ~~3. 異なったカテゴリーのためにセクション内には異なったルートが設けられなければならない。~~
4. セクション全般的に人工的な要素または素材で制作されたものは避けなければならない。また場合によってはレースディレクターによって禁止される。
5. 各セクションには、“セクション開始(Section Begins)”と“セクション終了 (Section Ends)”の位置がサインによって明確に示されなくてはならない。各セクションには、通し番号が明確に記されていなければならない。
6. セクションマーキングはレースディレクションによるセクション査察/ライダーによるセクション下見前に完了していなければならない。
7. ゲートは、セクションの幅が狭くなる全ての通路に設けられる。各ゲートには、同じ色が使用されたサイン(矢印)が左右に設置される。このゲート間の最低幅は 120cm とする。同じ色で規制されたすべてのゲートは、当該クラスのライダーによって使用される。

8. 各クラスのゲートの色は
- ・ FIMトライアル世界選手権トライアル GP: Trial GP :レッド
 - ・ FIMトライアル 2 世界選手権: Trial 2 :ブルー
 - ・ FIM125 ccトライアル世界選手権: Trial125 :グリーン
 - ・ ウィメンズ世界選手権: Trial GP Women :パープル
 - ・ ウィメンズワールドカップ: Trial2 Women :イエロー
 - ・ トライアルEカップ: Trial-E cup :グリーン
(Trial125 と同日に開催される)
 - ・ FIMトライアル・デ・ナシオン: TDN :レッド
 - ・ FIMトライアル・デ・ナシオン—インターナショナルトロフィー :ブルー
 - ・ FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン :パープル
9. ライダーは、当該クラスのゲート間を通過しなければならない。
10. ゲート、テープ、マーカー、または支柱が破損した場合、次のライダーが通過する前に修復されなければならない。競技監督は、各セクションに予備のテープとマーカーが十分用意されているようにする。
11. テレビ放映の目的とプロモーターの要請で、FIM 選手権マネージャー及び/またはレースディレクションがモーターサイクルに乗る(レース関係者以外の)人物を受け入れる場合がある。ただし使用が許可されるのは予選全体か一部の予選、及び/または通常のセクションで、競技会前日に関して認められる。この場合も予選のセクションを含めて最大でも4セクションに制限される。モーターサイクルに乗る人物の名前やどのセクションを使用するかは、用目的により調整の上公示される。この人物は競技会ヘライダーとしての参加している者ではあってはならない。

5. 14. 1

セクションの安全確保とレベル

1. 大会開催前、セクションテクニカルアドバイザー(CTRS)及びレースディレクター は、セクションの検証を行う全権を所持している。
2. 彼らは、セクションの長さ、安全性及び難易度について決定を下す。彼らの決定は最終のものとし、即座に改修されなければならない。
3. 不可抗力の場合やセクションが難し過ぎたり、危険過ぎる場合で改修が不可能と判断された場合、当該セクションはキャンセルとされる。
4. 競技結果が有効とされるためには、各クラス、カテゴリーの全ライダーが、最低総セクション数の 2 分の 1 プラス1以上走行できなければならない。

5. 14. 2

セクションの数

1. 全選手権及びプライズにおけるセクションの数は 15 で 2 ラップとする。
1 日の競技は、総セクション数 30 で行われる。
2. セクションは常に番号順にトライされなければならない、但し、条項 5.13 コースに記載のある場合を除く。セクションはレースディレクションの決定に従い、セクションは番号順とならない場合もある。レースディレクションのみがセクション番号順に関する決定権を有する。

5. 14. 3 セクションの修正またはキャンセル

1. 競技中に何らかの理由で同クラスの1名以上のライダーが走る前、あるいは走っている最中、あるいは走行後に修正された場合、同修正のままで行くかどうかの判断をレースディレクションが当該クラス全ライダーの当該セクションでのリザルトを検証した上でを行い、その結果、現時点でのラウンド及び/または次のラウンドを修正するかキャンセルするかを決定する。
2. すべてのライダーが通過する以前に、“不可抗力”の理由によってあるセクションを使用中止にしなくてはならない場合、当該セクションではどのライダーにもペナルティーは与えられない。
3. このセクションの手前でライダーが列を作って待っていた場合、そのライダーたちは次のセクションでこの列の順番通りに並ぶ。イベントのトータルタイムは、トライアルのセクションが廃止された場合でも変更されない。
4. レースディレクションは、同一競技会中にセクションを修正する事が出来る。
5. 修正されたセクションに関する情報はライダーに告知されなければならない。

5. 14. 4 セクションのオブザーベーション

1. セクションは、当該セクションを担当するセクションオブザーバーによって管理される。
2. ライダーの競技開始前
 - セクションへのアクセスは条項 5.6「セクション下見」に準拠していなければならない。
3. ~~競技会中のスタートからゴール間ライダーの競技スタート後~~
 - セクションオブザーバーが退去を命じるまで、常にライダーはセクションに接する留まることが出来る。
 - アシスタント(ブラックグリーンピブ)は、自分の担当する(コリドーにいる一番目の位置の)ライダーがセクションに入る時、及び/またはセクションをトライしている時に、必ずセクションオブザーバーの許可を得た上でセクション内に入ることが出来る。それ以外の人が中に入ることは許可されない。
4. セクションイン
 - 車両のフロントホイールスピンドルが“セクション開始”のサインの間の仮定線を通過した時点でセクションに入ったと見なされる。常にフロントホイールはリアホイールより前にある状態でなければならない。
5. セクションアウト
 - マシンのフロントホイールスピンドルが2つのセクション終了サインの間の仮定線を通過した時点とし、常にフロントホイールがリアホイールより前にある状態でなければならない。
6. エンドサイン前のセクション退出
 - セクションで失敗したライダーは、オブザーバーが指示に従いセクションを退出しなければならない。
 - もし状況が許す場合、セクションオブザーバーは、失敗後も当該セクションを継続して通過することを認めることが出来る。

7. 妨害

— ライダーがオブザーブドセクションをトライしている間に、なんらかの許可されない妨害によってその真摯なトライが阻止された場合、妨害が生じたとみなされる。

ライダーが妨害を主張した場合、チーフセクションオブザーバーのみが、彼の判断による。チーフセクションオブザーバーの決定は最終的のものとする。

— 再トライが許可される場合、ライダーは当該セクションをフルセクション行うことができる。

— 最初のトライで妨害が発生する前に得たペナルティーポイントはそのまま継続される。

このペナルティーポイントは、妨害が発生し再トライした時点以降に加算される新たなペナルティーポイントに合算される。

5. 14. 5

セクションコリドー

1. 各セクションの入り口のセクションビギンサインの直前には、コリドーが設けられる。当該セクションオブザーバーによって監督される。

2. このコリドー入口は、最低2名のライダーがマシンにまたがったまま列を作って待機し、セクショントライに向けて準備できるものとする。

3. セクションコリドーに進入する際、ライダーの優先権は下記のとおりとなる

— 1 ラップ目のライダーが 2 ラップ目のライダーより優先される

— 条項 2.10 に準拠する。

— アシスタントは上記優先順を邪魔してはならない。

4. 各セクションエンドパネルの直後に、セクションオブザーバーが管理するセキュリティエリアが設けられる。

5. このセキュリティエリアはライダーがセクションからスムーズに退出し、パンチカードにパンチを受けるフリースペースとする。

5. 14. 6 セクションエンクロージャー/チームエンクロージャー

1. セクションエンクロージャーは、コリドー入口からセクションエンドまでのセクション境界線の外に設けられる。オフィシャル及び/またはセクションオブザーバーによって管理される。このエンクロージャーの外側の境界線をテープで区切り観客用のバリヤーとして形成する。
2. ライダー、アシスタント、レースディレクションメンバー及びプレスのみがこのセクション・エンクロージャー内に立ち入ることが認められる。
3. イエロービブ装着者は、イエローテープで仕切られマークされた境界内であるチーム・エンクロージャーに入ることが出来る。

5. 14. 7 タブレットオペレーターエンクロージャー

1. セクションエンクロージャーは、セクション出口のセクション境界の外に設けられなければならない。
2. ライダーは、このエンクロージャー内のオペレーターのところにはライダーのタグを提示しに行かなければならない。
3. タブレットオペレーターは、常にエンクロージャーに待機していなければならない。彼はライダーのタグの提示を受け、そのスコアをタブレット記録する。

5. 15 タイムコントロール及び持ち時間

5. 15. 1 タイムコントロール

1. 電子式タイムコントロールシステムが、TC(タイムコントロール)ポイントで ライダーのスタート及びフィニッシュ登録に使用される。
2. タイムコントロールは略称 T.C.とする:
 - a) T.C. 0 - 1 ラップ目 スタート
 - b) T.C. 1 - 1 ラップ目 フィニッシュ
 - c) T.C. 2 - 2 ラップ目 スタート
 - d) T.C. 3 - 2 ラップ目 フィニッシュ

3. 全ライダーは、指定された T.C.2 タイムに従うことでのみスタートすることが許可される。
4. 電子コントロールシステムを通過後、ライダーのタイム(時/分/秒)がオフィシャルタイムキーパーによって記録される。
5. 競技開始時間は、予選終了後に発表される。
6. タイムコントロールに関するペナルティーは条項 5.19.1 を参照。
7. ライダーは、FIM ~~プロモーター~~ が承認した計時システムは、どのタイプのものであっても受け入れなくてはならない。

5. 15. 2 個人の持ち時間

1. 各ライダーのスタートからフィニッシュタイムコントロールまでの認められたラップタイムは、各ラップ 2 時間45分、及び2周目は 2 時間15分とする。
2. 各ライダーの2周目のスタート時間は通常1周目のスタート時間の3時間5分後。
3. 上記からわかるように1周目と2周目の間にパドックに留まることができる休憩時間は20分間となる。
4. レースディレクションによって最大 60 分間までの休憩時間の延長が認められる場合がある。
5. ライダーが自分に割り当てられた時間より遅れてスタートした場合でも到着時間の変更はされない。タイムペナルティーは、条項 5.19.1 に明記される。
6. レースディレクションによって決定された以降であっても、CTRSはセクションを修正することが認められる。ライダーの持ち時間の変更は行われない。

5. 15. 2の追記

5. 15. 2 TDN/WTDN FIMトライアル・デ・ナシオン/FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン
トライアル・デ・ナシオンに関しては、大会に参加する国の数に応じて FIM が持ち時間を設定する。
この時間は、エントリー締め切り後に設定され、公式掲示板にて発表される。

5. 16 大会の離脱

1. 大会にエントリーし、レースディレクションの許可を得ずに立ち去ったライダーは、条項 5.22 の罰金の対象となる。

5. 16の追記5. 16 TDN/WTDN FIMトライアル・デ・ナシオン/FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン

2. チームのライダーが競技からリタイアした場合、事項 5.19.2.1、5.19.2.2、5.19.2.3 に記載された当該ライダーへのペナルティーは消滅する。
3. その他ペナルティーはチームに引き継がれる。

5. 17 スタート間隔

1. スタートの間隔は、1 分間隔とする。

5. 17の追記5. 17 TDN/WTDN FIMトライアル・デ・ナシオン/FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン

1. 各チームとも全てのチームメンバーが同じスタートタイムとなる。各チーム間のスタートの間隔は、3 分または 5 分とし、FIM が決定する。
2. このインターバル(スタートの間隔)は、エントリー締め切り後に公式掲示版にて発表される。

5. 18 競技スタート順

1. ライダーは予選に参加しなければならない。
2. 予選 Q2 の結果により競技のスター順が決定される。
3. 予選 Q2 の結果確定後にライダーのスタート順が発表される。
4. 競技開催順は、当該大会の開催クラスにより下記のとおりとなる。
 - a) トライアル-Eカップ
 - b) トライアル2ウィメン
 - c) **トライアルGPウィメン**
 - d) トライアル 125
 - e) トライアル2
 - f) トライアルGP

5. 18の追記

5. 18 TDN/WTDN FIMトライアル・デ・ナシオン/FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン

5. TDNは以下のスタート順にスタートする。
 - a) 世界杯
 - b) **F I Mウィメンズトライアル・デ・ナシオン**
 - c) **F I Mトライアル・デ・ナシオン世界選手権**

5. 19 ペナルティーポイント

5. 19. 1 タイムコントロール(TC)におけるペナルティーポイント

1. タイムコントロールされているところへの到着遅れ1分毎に:1ポイント
2. タイムコントロールされているところへ20分以上到着遅れの場合。
または到着遅れが何回も重なり、ペナルティポイントが 20 ポイントを超えた
場合:失格
3. ライダーが1周目のタイムコントロール(TC1)の場所への到着が遅れた場合、
当該ライダーの2周目の当初計画されている出発時間に変更はない。
タイムペナルティーは本項1に従って科される。また休憩時間は TC1 への到着が
遅れた時間に比例して減ることとなる。

5. 19. 1の追記

5. 19. 1 TDN/WTDN FIMトライアル・デ・ナシオン/FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン

4. あるチームのライダーの中で最も遅く到着したライダーを、以下の条項で最終ライダーと称される。これはタイムコントロールとは異なるものとなる。
5. タイムコントロールで 1 分毎またはスタート遅れ 1 分につきチームの最終ライダーには 1 ポイントが科される。
6. 最終ライダーが 20 分以上タイムコントロールに遅れたり、またはペナルティーポイントに加えていくつかのタイムコントロールで最終ライダーが 20 ポイントを超えた場合、チームは失格となる。
7. 一人または複数のライダーが第 1 ラップ(TC1)の到着コントロールに遅れても、第 2 ラップ(TC2)のスタートタイムの変更は行われない。本条項5に従いペナルティーが与えられ、TC1 に遅れた分だけ休憩時間が削除される。

5. 19. 2 フォルトに関するペナルティーポイント

5. 19. 2. 1 予選でのフォルトに関するペナルティーポイント

1. 予選に参加できないライダーは、条項 5.12.1 の3にあるとおり、競技スタート前に 10 ポイントが科される。

5. 19. 2. 1の追記

5. 19. 2. 1 TDN/WTDN FIMトライアル・デ・ナシオン/FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン

2. 予選に参加できないライダーがチームにいる場合、事項 5.12.1 の3にあるとおり、各ライダーの競技スタート前に 10 ポイントが科される。

5. 19. 2. 2 セクションエリア内におけるフォルトに関するペナルティーポイント

1. セクション内とはコর্ドー及びエンクロージャーを含む。
2. セクションでライダーがスタート前に失敗のペナルティーとなった場合、このペナルティーは当該セクションでのペナルティーとされスコアシステムに記録される。
オブザーバーはセクションを通過することを許可することができる。
3. 以下の行為は失敗とされる
 - a) ライダーがオブザーバーに申告した上でセクションインしない場合
 - b) コর্ドーにマシンを置きっぱなしにした場合
 - c) アシスタントがコর্ドーに進入した場合
 - d) コর্ドー内でマシンに対して外部援助を受けた場合失敗:5ポイント

5. 19. 2. 3 ~~競技トライアルにおける~~セクション内でのフォルトに関するペナルティーポイント

1. ペナルティーに関する疑義が生じた場合、オブザーバーは常にライダーに有利な判定をすること。

2. 下記に記す全てのペナルティーポイントはライダーに対するものであり、スコアシステムに記録される。

- | | |
|---------------|-------|
| a) — フォルト0回: | 0ポイント |
| b) — フォルト1回 | 1ポイント |
| c) — フォルト2回: | 2ポイント |
| d) — フォルト3回以上 | 3ポイント |
| e) — 失敗 | 5ポイント |

3. フォルトの定義

— ライダーの一部または彼のマシン(タイヤ、フットレスト、マドガードおよびエンジンプロテクションプレートは除く)の一部が地面、または障害物(木、岩、等)に接触すること

4. 失敗の定義

- a) ライダーがセクションのコンディションを変化させた。
- b) ライダーがセクション内でトライ中にカットオフスイッチのランヤードが接続していなかった。
- c) バイクがコース進行方向に前進する動作を停止した。
- d) ライダーまたはバイクが直接接触し、~~アローや案内表示などを破損したり、または倒したり、オブザーバーが元の位置に戻さなくてはならない状況にした。~~
- e) ライダーまたはバイクが直接接触し、1つのアローや案内などを破損したり、または倒したり、破損させたり、オブザーバーが元の位置に戻さなくてはならない状況にした。
- f) バイクの片方のホイールが、アローを乗り越えた。
- g) バイクの片方のホイールが、一方の間違ったマーカを乗り越えたり、通過した。
~~— どちらかのホイールが乗り越えたり、上を通過したりまたはマーカまたはマーカサポートの反対側を通過した。~~
~~— 方向にかかわらず、マシンが他のカテゴリーのゲートを通過した。~~

- h) 方向を問わず、ホイールが他クラスのゲートを通過した。
 - i) ライダーまたはバイクが、セクション境界テープまたは内部区分テープを破損した。
 - j) ライダーまたはバイクがテープに直接接触し、テープを破損したり、外したり、杭を倒したり、傾けたり、またはテープが杭に正しく取り付けられていないため、オブザーバーが元の位置に戻さなくてはならない状況にした。
 - k) ホイールがテープの上を乗り越えた。
 - l) ホイールがテープの上を通過し反対側に着地した。
 - m) 完全なループ後、バイクのホイールが自身のもう一つのホイールの軌跡を交差した。
 - n) ライダーがバイクから落ちて、両足をマシンの片側、あるいはバイクのリヤホイールアックスより後方の地面に着いた場合。
 - o) ライダーまたはバイクが外部からの物理的援助を受けた場合。
 - P) アシスタントがオブザーバーの許可なくセクション内に進入した。
 - q) アシスタントがセクション状況を変化させた。
 - r) アシスタントがライダーまたはマシンに物理的援助を行った。
5. 全ての失敗は、オブザーバーのホイッスル(笛)が即座に鳴らされて示される。
 6. 上記の中で一番重いペナルティーのみが、当該セクションの採点としてカウントされる。
 7. セクションオブザーバーにより与えられたペナルティーは、ペナルティー対象の行為の事実の判定とみなされる。
 8. スコアシステムに過ちがあったが、ライダーが訂正を受けないまま通過してしまった場合、可能な限り早く計時/リザルトサービスに連絡し、どのような場合もFIMレースディレクター及び競技監督が暫定結果に署名する前に出さなければならない。
 9. コースのセクションを見逃していたり、番号順のセクションに従っていないライダーは、見逃したセクションごとに10ポイントのペナルティが発生する。そのペナルティーポイントは、当該ラップの終了時点にリザルトサービスにより加算される。
 - ~~10. ライダーがセクションを番号順に通過しない場合、そのセクション毎に10ポイントのペナルティーポイントが科される。ペナルティーポイントは当該ラップの終了時点にリザルトサービスにより加算される。~~

5. 19. 2. 4 コースでのフォルトに関するペナルティー

1. ライダーが、コースのセクションを見失った。
見失ったセクションにつき 10 ポイント。
2. ライダーが、コースのセクションを低い番号から順番にトライしなかった。
高い番号のセクション前にトライしたセクションにつき 10 ポイント。
3. このペナルティーは、ラップ終了時にリザルトサービスにより与えられる。

5. 19. 2. 5 行動に関するペナルティー

1. 条項 5.20 に規定されているイエローカードを受けた。
ペナルティー5 ポイント。
2. 条項4オフィシャル及び手順に則り下された決定による。

5. 20

イエローカード

1. 各チーフセクションオブザーバーには“イエローカード”が発行される。この“カード”は A6サイズ(ポケットに入る大きさ)で丈夫な材質(厚紙、またはプラスチック)でできたものとする。
2. 各レースディレクションメンバーは同タイプのイエローカードが支給される。
3. イエローカードは、いかなるライダー及び/またはアシスタント及び/または ~~FIMトライアル チームマネージャー及び/またはマニファクチャラーチームマネージャー及び/または IDN チームマネージャー~~に対し、条項 5.19 と 5.20 に記載の場合を除き、トライアル規則の不履行に関して、他の罰則を考慮せずに与えられる。ライダーには、更に最大 500 ユーロまでの罰金が科される場合がある。
4. セクションオブザーバーは下記の場合イエローカードを通告する。
 - セクションオブザーバーはライダー及び/または彼のアシスタントに対し状況または取られた行動について指導をする。もし、事前警告後も彼らの内一人でもオブザーバーの指導に従わずに決定に反論したり、乱暴な振る舞い をした場合。
 - チーフセクションオブザーバーがペナルティーを通告した後に、ライダーまたはアシスタントがセクションオブザーバーと議論したり、ライダーが車両から降りてセクション内を歩いたりした場合。
 - イエローカードの発行は絶対的なものであり、FIM規律及び裁定規定に準拠し、如何なる抗議も受け付けられない。オブザーバーはすぐにこの情報をタイムキーピング/リザルトサービスに伝えなければならない。如何なる場合においても FIM レースディレクター及び競技監督が暫定結果に署名する前に報告されなければならない。
5. 予選及び/または競技中における各イエローカード違反には、タイムキーピング/リザルトマネージャーにより総スコアに 5 ポイントのペナルティーポイントが加算される。レースディレクションは罰金の追加是非について決定する。

5. 20の追記

5. 20 TDN/WTDN FIMトライアル・デ・ナシオン/FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン

6. 予選または競技中のイエローカード違反に対し、ライダーの総スコアにタイムキーピング/リザルトサービスにより追加の 5 ポイントが与えられる。レースディレクションはチームに対して更なる罰金の加算に関する決定を下す。

5. 21

失格

1. 下記の規則違反は自動的にライダーを当該大会から失格とする。
2. アシスタントビブが回収される。
3. レースディレクションによる更なるペナルティーが科される場合がある。
4. 失格となった場合、当該大会でライダーが得た結果が無効とされ、ポイント、賞典またはメダルすべてが没収となる。
 - a) 競技中、ヘルメットをかぶらずにモーターサイクルに乗車した
 - b) マーキングを失った(条項 5.43 車検)
 - c) イベント中にモーターサイクル、またはライダーを交代した
 - d) 承認されていないタイヤを使用する、またはオリジナルのタイヤと異なる構造、プロフィール、またはコンパウンドのタイヤと交換した
 - e) 許可されていない燃料を使用した
 - f) FIM アンチドーピング規定に明記されているアンチドーピング違反
 - g) ライダー及び/またはアシスタント及び/またはチームマネージャーが、逆走しコースを出たり、復帰した場合(条項 2.10「ライダーの行動及び援助」)更に、条項 5.22「~~ビブ装着者へのペナルティー~~」と条項 5.23 罰金の対象ともなる。
 - h) チーフセクションオブザーバーの許可を得ずにセクション内でモーターサイクルに乗車した。(条項 2.10)
 - i) 同一大会においてイエローカード 3 枚を発行された場合(条項 5.20~~18~~ イエローカード)
 - j) パドックまたは公式給油エリア以外で燃料補給をした(条項 5.43.2 と条項 5.4.3)

- k) モーターサイクルの構造または状態が危険を及ぼす恐れがある(条項 2.10)
- l) FIM 技術規則条項 1.19 に規定された最低重量に準拠していない
- m) FIM 技術規則条項 1.79 に規定された音量規定に準拠していない
- n) ライダー以外の者が、当該ライダーの車両をコースに沿って乗車または押し歩いた(条項 2.10)
- o) ライダーが、条項 2.10 ライダーの行動及び援助に規定されている以外の援助を受けた。
- p) ライダー及び/またはアシスタントが無線、ブルートゥースまたはその他のタイプの通信機器をヘルメットまたはそのサポートに装備または使用した。
- q) ライダーが最善を尽くさない場合及び/または競技中に他のライダーの援助をしている場合。
- r) ライダーのオフィシャル、セクションオブザーバーまたは大会に関係するその他人員に対する無礼な態度
- s) ラップ1またはラップ 2 のスタートまたはフィニッシュに 20 分以上遅れた場合、またはタイムコントロールに遅れたペナルティーが数回あり、20ポイントを超えた場合。
- t) アシスタントビブが回収される。

5. 22 ライダー及び/またはアシスタント及び/またはチーム ~~マネージャー~~ ~~ライダー~~ に対する罰金
1. 下記罰金が、ライダー及び/またはアシスタント個人または双方に共同責任として科される場合がある。
 2. これらペナルティーは、レースディレクションによって科される。
 3. 以下の場合、最大 500 ユーロまでの罰金が科される。
 - 大会の開始の最低 24 時間前までに FIM ~~/プロモーター~~ に申告せずに大会に不参加となったライダー
 - 条項 5.164 にあるとおり大会会場から離れた
 - ライダーのパフォーマンスに興味を持つライダーまたはその他人物が、セクション下見時間として許可されている時間以外にセクション及び/またはセクションエンクロージャーに進入した。
 - 条項 2.10「ライダーの行動及び援助」及び条項 2.11「アシスタントと援助」、及び/または 2.12「~~マニファクチャラー~~ チームマネージャー」、~~“FIM トライアルマネージャー”~~、~~“TDN マネージャー及びアシスタント”~~ に従わない場合、他のペナルティーとは別に科される。
 - ライダーやアシスタント、またはチームマネージャーによるオフィシャル、セクションオブザーバーまたは大会関係者に対する不適切な言動を取った場合、失格となることがある。
 - ライダーが表彰式、選手権フォトセッションまたは記者会見に FIM レースディレクションの承認なしに遅れるか欠席した場合。
 - ライダー及び/またはチームが TDN、WTDN の開会式に遅刻または欠席した場合。
 4. レースディレクションは FIM スチュワードパネルに更なるペナルティーを提案することが出来る。

規則に対する重大な違反があった場合、~~マニファクチャラー~~ ~~コンストラクター~~、チーム及び/またはビブ装着者は当該ラウンドまたは全シーズンを通して、該当者のビブの使用権利を失う場合がある。

5. 23 ~~マニファクチャラーライダー~~及び/または~~チーム/ビブアシスタント~~及び/または~~チームマネージャー~~に対する罰金

以下のペナルティーがマニファクチャラー、チームまたはビブ装着者に対して個別または連带的に適用される場合がある。これらのペナルティーはレースディレクションから科される。以下のそれぞれの違反に対して、最大500ユーロまでのペナルティーが科される。

- オフィシャル、~~FIM プロモーター~~及び/またはオーガナイザーから通知されている大会の全体的な条件を守らなかった場合。
- 上記の中にはパドックアクセス、制限されているアクセス、タイムテーブル及び/またはその他の規則違反も含まれる場合がある。
- 規則に対する重大な違反があった場合、マニファクチャラー、チーム及/またはビブ装着者は、当該ラウンドまたは全シーズンを通して、該当者のビブの使用権利を失う場合がある。

5. 24

大会終了前の中止

1. レースディレクションが一つのカテゴリーの全てのライダーが終了する前に競技の中断を決定した場合、下記に規定する手順にて停止前と可能な限り同じ状況でからレースを再開し、コース上にいるライダーには追加の持ち時間が加算される。停止時間は 90 分を超えてはならない。
2. レースが再開できない場合や当該カテゴリーのライダーがセクション数の半分を消化していない場合、当該カテゴリーの競技は無効と宣言される。この時点以降に競技を停止した場合、競技結果は有効とされる。
3. 大会の一時停止または中止の手順：
 - ー 競技を中断する決定が出された時点で、全チーフセクションオブザーバーに連絡され、その時点の時間、ピブナンバーそしてセクション、エンクロージャー、コリドーやコースにいる全ライダーの状況を記録する。
 - ー 全ライダーにレースディレクションから伝達された状況を伝えること。また状況を競技監督に報告すること。
4. 競技が継続される場合、全ライダーが競技停止前と可能な限り同じ状況で再開する手順を取る。

5. 25

スコアシステムー電子

1. 各セクションに FIM/~~プロモーター~~から1台~~または複数台~~のタブレットが手渡される。同機器はスコアシステムの一部であり、各ライダー公式スコアの記録のために使用される。
2. タブレットのスコアの記録は各セクションのオブザーバーによって入力される。
3. 同タブレットに入力されたりザルトは公式リザルトを成立させるため保管され、レースディレクションのにより検証される。
4. 全てのクラスの同タブレットに記録されたりザルトは、他のシステムの結果よりも優先される。同タブレット以外のシステムによる結果はあくまでもバックアップとして使用される。
5. ライダーは各セクションにおいて電子スコアシステムに記録されている自身のペナルティについてオブザーバーに確認する責任がある。
6. ライダーは、公式スコアシステムのための FIM から電子タグを受け取る。
7. ライダー自身のみがそれを持ち運ぶことが認められ、各セクションにおいてオフィシャル及び指示された方法に従って確実に記録されることに関する責任を有する。
8. ライダーは、オフィシャルが要求した場合、電子タグを提示しなければならない。
9. 電子タグを紛失してはならず、良い状態に保ち、内容が読み取れる状態でなければならない。
10. ライダーは、このシステムを紛失した場合及び使用されなければならないことに関する責任を有する。

5.25.1

スコアシステムーバックアップ

1. FIM/~~プロモーター~~からスコアシステムの補完のためのバックアップまたは代替として別のシステムが導入される場合がある。スコアシステムの運用についてはどのようになってもライダーに通知される。
2. ~~ライダーには FIM/プロモーターからラップごとに個々のバックアップシステムが供給される。同システムはスコアシステムの一部であり、あくまでもバックアップとして使用される。~~
3. ~~ライダーのみがこのバックアップ・スコアシステムを持ち運ぶことが出来、スコアを各セクションのオフィシャルによって記録してもらう責任を有する。またこのシステムを見せてアドバイスをもらうというツールとして使用する。~~
4. ~~ライダーは、オフィシャルの要請によってスコアシステムを提示しなければならない場合がある。~~
5. ~~スコアシステムを紛失してはならず、良い状態に保ち、常に記載内容が読み取れる状態でなければならない。~~
6. ~~ライダーがスコアシステムを紛失した場合、ライダーの責任となる。~~

5. 26

競技結果

1. 各日の勝者は、条項 5.197「ペナルティーポイント」に基づき時点の全ての規則によるペナルティーが反映されたポイントが一番少いライダーとする。
2. リザルトには少なくとも以下の情報が含まれていなければならない。
 - ロゴ、FIM 選手権及びプライズの総称
 - 異なる選手権ロゴ(TrialGP、Trial2 等)
 - タイトル、会場名、開催日、主催国協会名、IMN(国際競技会)ナンバー、オーガナイザー/モトクラブ、大会のクラスまたはカテゴリー
 - 順位、ゼッケン、氏名、国籍、所属国協会名、ライダーの使用したモーターサイクルマニファクチャラー名、チーム名称(ある場合)
 - 成績
 - レースディレクター名、競技監督名及びその署名、リザルト発表時刻

5. 26の追記

5. 26 TDN&WTDN FIMトライアル・デ・ナシオン/FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン

3. 3つの異なる順位表(世界選手権、ウィメンズ世界選手権及びインターナショナルトロフィー)を作成する。チームの結果のみが発行される。
4. チームの順位は下記の通りに決定される。：
 - 条項 5.19.2.1 - 5.19.2.2 - 5.19-2-3 に従い追加のペナルティーが加算され、各セクションにおけるチームの上位 2 名の成績が、当該セクションのチーム成績となる。各セクションのチーム成績の合計は、セクションにおけるチームの総ペナルティーポイントを表す。
 - この総ポイントは、条項 5.19.1 及び 5.19.2.4 に従い競技に参加したチームの全ライダーの全てのペナルティーポイントが加算される。
5. チームが順位を得るためには、各チーム最低 2 名のライダーが完走しなければならない。
5. ~~その他追加情報及びタイムペナルティー(チームの全ライダーのもの)は、順位表にチームペナルティーとして記載される。~~
6. ~~FIMトライアル・デ・ナシオン(世界戦選手権及びインターナショナルトロフィー)の優勝チームは、条項 5.17に明記されているペナルティポイント総数の少ないライダーによるチームで、各セクション及び各ラップにおける各チームの上位 2 名の成績が適用される。~~

6. チームが3名以下で競技を終了した場合、各セクションにおける不足スコアとして5ポイントが加算される。
7. 2名のライダーによるチームは、各ラップ、各セクションの全ての結果が適用される。
8. 1名のライダーのみが競技を終了した場合、同チームは最終順位に含まれない。

5. 26. 1 選手権終了時点での同一順位

1. タイの場合、クリーン(0ポイント)の数が最も多かったライダーが勝者となる。それでも決着がつかない場合、1ポイントを取った数の最も多かったライダー、次に2ポイントを取った数の最も多かったライダー、そして3ポイントを取った数と这样に決定していく。
2. それでも決定しない場合、ライダーの参加競技クラスの予選 Q2 におけるベストリザルトで勝者を決定する。
3. 予選がキャンセルされた場合、各クラスのスタート順を決めるための別の過程(2日間競技の場合1日目の成績)が適用される。
他のライダーより先にインスタートしたライダーがウィナーと宣言される。

5. 26. 1の追記

5. 26. 1 TDN&WTDN FIMトライアル・デ・ナシオン/FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン

3. タイの場合、チームの全てのライダーのスコアが考慮され、0ポイントの一番多いチームが勝者となる。それでも決着がつかない場合、1ポイントを取った数の多いチーム、次に2ポイントを取った数の多いチーム、同様にして次は3ポイント、という形で決めていく。
4. それでも決定しない場合、ライダーの参加競技クラスの予選における上位のライダーが勝者となる。

5. 27 アワード

1. FIMトライアル世界選手権の各カテゴリーに関して、最低でも各日の上位3名のライダーに賞が与えられる：賞は FIM スポーツコードに明記されている選手権及びカップに与えられる。

5. 27の追記

5. 27 TDN/WTDN FIMトライアル・デ・ナシオン/FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン

2. 各メンバー及び協会に賞が与えられ、それは世界選手権及びインターナショナルトロフィーの最低上位 3 チームに与えられる。賞は FIM スポーツコードに明記されている選手権に与えられる。

5. 28 競技結果に対するポイント

1. 各FIMトライアル世界選手権で最終順位15位以内のライダーには、下記ポイントスケールに基づいたポイントが割り当てられる：

1位	20ポイント	9位	7ポイント
2位	17ポイント	10位	6ポイント
3位	15ポイント	11位	5ポイント
4位	13ポイント	12位	4ポイント
5位	11ポイント	13位	3ポイント
6位	10ポイント	14位	2ポイント
7位	9ポイント	15位	1ポイント
8位	8ポイント		

5. 29 最終選手権順位

1. 各大会の競技結果は、ライダー及びマニファクチャラーの選手権最終順位に考慮される。
- ~~2. 予選 Q2 で得た選手権ポイントは、各大会終了後にライダーの順位表に加算される。~~
- ~~3. これらすべての加算されたポイントが最終順位として考慮される。~~
2. 最も高得点のライダーが勝者とされ、以下続く。

5. 29の追記

5.29 FIM マニファクチャラートライアル世界選手権

3. 同じマニファクチャラーの代表する Trial GP ライダーと Trial2 のライダーに各競技の当該カテゴリーのベストリザルトに対して条項5.27に準拠してポイントが与えられる。
これらのポイントに加え、予選中と同一ライダーによって得られた選手権ポイントが加算される。これらすべてが各大会のポイントを構成する。
- ~~6. このポイントに、同じライダーが予選中に勝ち得たチャンピオンシップポイントも加算される。この合算したポイントが各大会における合計ポイントとなる。~~
4. 各選手権ポイントを合算したポイントがチャンピオンシップの最終順位に考慮される。
5. 最多ポイントを獲得したマニファクチャラーが勝者となる。

5.29.1 選手権終了時の同一順位

1. FIMトライアル世界選手権またはFIMトライアルプライズの各クラスの最終順位でタイになった場合、当該開催大会中のベストリザルトの多い方で優位が決定される。
2. それでもタイが続く場合は当該大会の前回の大会のベストリザルトの順位で決定し、以下タイが続く場合はその前の大会、前々回の大会のベストリザルトを考慮する。

5. 29.1の追記

5.29.1 FIM マニファクチャラーのためのトライアル世界選手権

3. FIM マニファクチャラーズ・トライアル世界選手権で最終順位においてタイがあった場合、ベストリザルトの多さで決定する。当該マニファクチャラーは全てのクラス(TrialGP と Trial2)の2名のライダーのベストリザルトの合算で優位が決定される。
4. 上記方法で決着がつかない場合は、前回大会の TrialGP クラスのベストリザルトを考慮し、それでも決着がつかない場合は Trial2 を判断材料とする。この順番で更にタイが続く場合は、もう一つ前の大会、またはもう二つ前の大会という順番で優位を決定する。

5. 30 表彰式および公式インタビュー

1. 表彰式は、最後のライダーが到着してから15分以内に行われる。上位3位に入ったライダーは、表彰式直後に行われる短い公式インタビューに参加しなければならない。
2. 表彰式または記者会見に参加するライダーは、条項 2.10「ライダーの行動及び援助」を順守しなければならない。違反した場合、条項 ~~5.2220~~に明記された罰金ペナルティーの対象となる。
3. 表彰式に出席するすべてのライダーは明記されている待合場所に、表彰式の5分前にスタンバイしているか、または ~~FIM プロモーター~~の指示に従わなければならない。その後表彰台へ進む指示が出される。もしライダーが欠席したり遅刻した場合は、条項 ~~5.2220~~に明記された罰金の対象となる。

5. 30の追記

5. 30 TDN&WTDN FIMトライアル・デ・ナシオン/FIM ウィメンズトライアル・デ・ナシオン

4. 表彰式は、最終チームが到着してから15分以内に行われる。上位3位に入ったチームと ~~FIM プロモーター~~に呼ばれた追加のチームは、表彰式の直後に行われる短い一般向けインタビューに出席しなければならない。
5. 上位 3 チームの内の 1 チームが競技監督への事前承認無しに表彰式典、または記者会見欠席あるいは遅れた場合、条項 ~~5.2220~~に明記された罰金が科される。

5. 31

抗議及び控訴

1. 抗議は、FIM規律および裁定規則、および大会特別規則に基づいて提出される。
660 ユーロまたは地元の通貨（交換可能な）で同額が添えて提出されるが、抗議が正当だと証明された場合には返却される。
2. 抗議は、競技監督及びFIMレースディレクターが署名したリザルトが公表されてから30分以内に提出されなくてはならない。
3. ライダー、チームまたはエントリーしたモーターサイクルの資格に関する抗議は大会の最初のライダーがスタートする前に提出されなければならない。
4. レースディレクションの裁定に対する上訴はFIM スチュワードパネルに提出される。
この上訴には 660 ユーロ及び書面でレースディレクションの裁定 が通告されてから30 分以内に行われなければならない。
5. FIM スチュワードパネルの裁定に対する控訴は、CDI（国際規律法廷）に提出される。
この控訴は FIM スチュワードの決定通告後 5 日以内に行われなければならない。
（保証金は 1320 ユーロ）